



特定非営利活動法人 難民を助ける会

2020年度(令和2年度) 通常総会 記録



AARが支援する南スーダン難民の男子生徒、マレッシュ・サミュエル・ターバンさん。
下半身に障がいがあり歩行に困難があります。学生ながら、地域の障がい担当リーダーとしても活動しています。右はAAR駐在員の藤田綾(2020年2月 ウガンダ)

■ 報告・決議事項

- p.02 第1号議案 2019(平成31 / 令和元) 年度事業報告
- p.30 第2号議案 2019(平成31 / 令和元) 年度決算報告 (独立監査人の監査報告書含む)
- p.44 監事の監査報告書
- p.45 第3号議案 2020(令和2) 年度事業計画
- p.60 第4号議案 2020(令和2) 年度予算
- p.63 第5号議案 定款の改訂について

目次

	(ページ)		(ページ)
基本方針	1	【第3号議案】	
【第1号議案】		2020年度事業計画	45
2019年度事業報告	2	(支援事業 海外活動)	
(支援事業 海外活動)		緊急支援	46
中東		中東	
トルコ共和国	3	トルコ共和国	46
シリア・アラブ共和国	4	シリア・アラブ共和国	47
アフリカ		アフリカ	
スーダン共和国	5	スーダン共和国	47
ケニア共和国	6	ケニア共和国	48
ウガンダ共和国	7	ウガンダ共和国	49
ザンビア共和国	8	ザンビア共和国	49
東南アジア		東南アジア	
ラオス人民民主共和国	9	ラオス人民民主共和国	49
カンボジア王国	10	カンボジア王国	50
ミャンマー連邦共和国	11	ミャンマー連邦共和国	50
南および中央アジア		南および中央アジア	
バングラデシュ人民共和国	13	バングラデシュ人民共和国	52
インド	14	インド	52
パキスタン・イスラム共和国	14	パキスタン・イスラム共和国	53
アフガニスタン・イスラム共和国	16	アフガニスタン・イスラム共和国	54
タジキスタン共和国	18	タジキスタン共和国	55
欧州		(支援事業 国内活動)	
クロアチア共和国	19	日本	56
(支援事業 国内活動)		(国内活動)	
日本	20	提言・啓発(調査・研究、難民支援、障がい者支援、地雷廃絶キャンペーン、キラーロボット反対キャンペーン、感染症対策)	57
(国内活動)		国際理解教育、在日難民支援など、広報、渉外、収益事業、支援者対応、募金活動、NGO相談員	58
提言・啓発(調査・研究、難民支援、障がい者支援、地雷廃絶キャンペーン、キラーロボット反対キャンペーン、感染症対策)	24	(事業実施体制)	59
国際理解教育、在日難民支援など、広報、渉外	25	【第4号議案】	
収益事業、支援者対応、募金活動、NGO相談員、創立40周年記念事業	26	2020年度予算	
(事業実施体制)	27	収支予算書	60
イベント一覧	28	収益勘定収支予算書	62
ご寄付・ご協力いただいた団体・企業一覧	29	【第5号議案】	
【第2号議案】		定款の変更について	63
2019年度決算報告		社会的責任についての考え方	
資金収支計算書、附属明細書	30	正会員161人／協力会員630人	
同 独立監査人の監査報告書	34	マンスリーサポーター1,681人	
貸借対照表、財産目録、活動計算書	35	のべ寄付件数29,684件(2019年度)	
同 独立監査人の監査報告書	43	直接受益者305,342人(2019年度)	
監事の監査報告書	44	職員数 日本54人(東京事務局52人／佐賀事務所2人)	
		海外事務所職員346人(うち、駐在員28人)	
		2020年4月現在	

◆ 基本方針 ◆

AARのめざすもの：ビジョン

AARは、一人ひとり多様な人間が、各々の個性と人間としての尊厳を保ちつつ共生できる、持続可能な社会をめざします。

AARが行うこと：ミッション（使命）

「困ったときはお互いさま」という日本の善意の伝統に基づき設立されたAARは、紛争・自然災害・貧困などにより困難な状況に置かれている人々に必要な支援を届け、明日の社会が今日よりも豊かで希望の持てるものになるようにします。こうした活動を日本を含めて世界の人々のご支援を得て実践することを通じ、誰もが世界の平和と安定に貢献する主体たり得ることを示すとともに、少数派の人々が拒絶され、弱者が取り残されないような社会の実現に向けて努力します。

AARが大切にすること：行動規範

- 一人ひとりの人間を大切にする「人間の安全保障」の考え方に則り、支援を必要とする人々の視点に立ってニーズを把握し、AARが行いうる最善の取り組みを実行します。
- 「人道」、「公平」、「独立」、「中立」の人道4原則に則り、「人道支援の行動規範（注1）」のほか、人道支援関連の諸基準（注2）を遵守しつつ活動します。
- 特定の党派・宗派に偏らない活動を行います。
- 自らの行う活動について、透明性を確保し、適切な情報開示に努めます。
- 地域の人々と真摯に向き合い、現地社会の伝統、慣習、文化、歴史を学び、緊急時においてもこれらを最大限尊重します。
- 地域の住民自身による地域社会発展の取り組みを後押しするような活動を行います。
- 人道支援のニーズがきわめて高い危険地域でも活動を行えるようにするために、自らの安全管理・危機対応能力の向上に努めます。
- 講演や政策提言などさまざまな手段を通じてAARが取り組む世界的な問題について広く内外に理解を求めることを強く意識し、不斷の努力を行います。
- 誰もが世界の平和と安定に貢献しているという実感を持てるような参加・支援の方法を提案します。

注1：国際赤十字赤新月社連盟『災害救援における国際赤十字・赤新月運動および非政府組織（NGOs）のための行動規範（英語）』

注2：グループURD、CHSアライアンス、スフィア・プロジェクト『人道支援の質と説明責任に関する必須基準』、スフィア・プロジェクト『スフィア・ハンドブック』など

※「難民」とは、難民条約では「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団の一員であるなどの理由で、迫害を受ける、あるいは迫害を受ける恐れがあるため、自国に戻ることができないか戻ることを希望しない人々」と定義されています。AARでは、この定義に合致する人々に加えて、困難な状況下にある人々を広く「難民」と捉え、中でもより弱い立場にある方々を長期的な視点をもって支援していくことを中心に、活動を行っています。

※「地雷回避教育」とは、住民が地雷の被害にあわないようにするための教育です。具体的には、どのような場所に地雷が埋まっている可能性が高いか、地雷を見かけたらどうすればいいか、などの知識を教えています。AARではこの活動をよりわかりやすく適切に示す言葉を今後模索していきます。

※「インクルーシブ教育」とは、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが、暮らしている地域とともに学ぶことです。実現のためには、教室や教育システムなど様々な視点から、一人ひとりの能力やニーズに対応する学習環境を整えることが必要です。

2019年度の1年間、日本国内外の皆さまから、29,684件の温かいご支援を賜ることができ、日本を含む15ヵ国において、36の事業を実施した。

海外の支援では、シリア国内で、国内避難民への食糧配付や地雷・爆発性戦争残存物などから身を守るためのリスク（危険）回避教育、障がい者支援に引き続き注力した。また、トルコでは、シリア難民一人ひとりのニーズに対応した個別支援や、難民と地域住民による互助的なコミュニティの構築支援、障がい者とその家族による自助グループの形成・運営支援などを行った。バングラデシュにおけるロヒンギャ難民（ミャンマー避難民）支援では、引き続き衛生環境の改善や特に脆弱性の高い子どもや女性の保護に注力した。ウガンダでは、難民居住地に暮らす南スーダン難民の子どもと受け入れ地域の子どものための教育支援活動を継続した。

これらの緊急支援に加えて、地雷・不発弾対策、障がい者支援などの分野に引き続き重点を置いて幅広い活動を実施した。

国内の支援では、岩手、宮城、福島県で、東日本大震災で被災した避難者や障がい者、高齢者、子どもを主な対象として、心身の健康維持活動および被災コミュニティの強化支援を継続して実施した。

2019年10月に発生した台風15号で深刻な被害に見舞われた千葉県において、衛生用品や飲料水などの支援物資の配付や福祉施設の再建支援などの活動を実施した。さらに、同月に本州に上陸した台風19号で被災した地域にも緊急支援チームを派遣し、炊き出しおよび支援物資の配付を実施するとともに、長野県、福島県、宮城県、栃木県、埼玉県の5県の福祉施設が活動を再開できるよう支援を行った。

国内外での支援活動に加え、特に地雷分野において啓発活動・政策提言に務めた。理事長および職員が2019年11月にノルウェーのオスロで開催された対人地雷禁止条約第4回検討会議に参加し、日本政府をはじめ各国政府に対しアドボカシーを行ったことはその一例である。

2019年11月に、会は創立40周年を迎え、これに前後して記念行事を複数開催した。6月には「40周年の集い」と題した会の40年の歩みと感謝を伝えるイベント、11月にはインドシナ難民受け入れの40年を振り返るシンポジウムと元難民支援生による座談会などを開催した。また、40周年を記念した写真集およびインタビュー集、活動記録「40年のあゆみ」を制作した。

会計面では、前期繰越金を除いた収入合計額は約17億1500万円となった。支出は、海外での支援活動に約13億9300万円（当期支出全体の約80%）を、国内での支援活動には約1億2400万円（同7.2%）を、それぞれ充てた。詳細は次ページ以降をご覧ください。

～2019年度の活動地～



トルコ共和国

シャンルウルフ事務所、イスタンブール事務所、マルディン事務所
2011年にトルコ東部で発生した大地震の被災者に対する緊急支援を実施。
2012年には、隣国シリアから内戦を逃れて同国南東部に流入した難民を支
援対象とした緊急支援を開始。翌2013年にシャンルウルフ県に事務所、
2016年10月にイスタンブール事務所、2017年2月にマルディン事務所を
開設し、継続的にシリア難民支援を実施している。



■2019年度事業決算：398,095,512円

1 シリア難民に対する複合的支援

実施地 トルコ共和国 シャンルウルフ県、マルディン県、イスタン
ブール市、ガジアンテプ県

目的 難民が適切に保護される環境を整備する

実績 難民世帯への戸別訪問および相談窓口を通じて、日常生活
に必要な情報や、利用可能な行政サービスの内容および手
続きに関する情報を提供した。また、グループセッションを
実施し、子どもや女性、障がい者の保護や権利に関する啓
発を行った。これらの活動を通じて特定された、特に脆弱
性が高く、かつ行政や他機関から支援を受けられていない
難民に対して、食糧や物資の配付、福祉用具や訪問リハビリ
テーション、心理カウンセリングの提供など、個別のニーズ
に応じて直接的な支援を実施した。

また、難民と地域住民による互助的なコミュニティ構築を
目的として、引き続きコミュニティセンターおよびチャイルド・
フレンドリー・スペース(CFS)の運営を行った。歌やダンス、
縫製、図画工作、料理教室などの講座のほか、博物館訪問や
ピクニックなどのイベントを実施し、相互理解を深める機会
や子どもが安心して学び成長できる機会を提供した。さら
に、難民が主体性を持ち自らの生活課題の解決に取り組む
ことができるよう、障がい者とその家族の自助グループや、
子どもや青少年のグループを形成し、その活動を支援した。

受益者 情報提供・啓発活動受益者：32,520人

個別支援受益者：3,586人

コミュニティ活動の参加者：8,251人



シャンルウルフにて、日本人の理学療法
法の森井和枝専門家(写真右奥)の指導
を受けながら、難民へのリハビリを行う
シリア人理学療法士(2019年9月5日)

注：チャイルド・フレンドリー・スペース(CFS：子どもにやさしい空間)とは、難民や地域住民の子どもたちが安心・安
全に過ごすことができる場であり、子どもたちの遊びや学び、こころやからだの健康を支えるための多様な活動や情
報を提供する施設を指す。

シリア・アラブ共和国

2011年に始まったシリア内戦の被害者に対する緊急支援を2014年に開始。シリア国内で避難を繰り返す国内避難民やそのホストコミュニティ、また逃れた隣国から再びシリアに戻ってきた人々を対象に、現地協力団体を通じて食糧を配付するとともに、地雷対策の一環としてリスク回避教育および被害者支援を実施している。



■2019年度事業決算：216,408,414円

1 食糧配付

実施地 シリア・アラブ共和国 北西部

目的 食糧の配付を通して、国内避難民（IDP）および脆弱性の高い地域住民の喫緊の食糧ニーズを充足する

実績 十分な食糧支援が行われていないシリア北西部にて、IDPおよび受け入れ地域の住民に対して、食糧パッケージ17,673箱を配付した。戦闘の激化などで流出したIDPへの緊急配付を実施することで、突発的な食糧危機の緩和に寄与した。

受益者 IDPおよび受入地域住民 64,815人（12,555世帯）



緊急配付にて食糧パッケージを受け取った受益者（2019年9月）

2 地雷などリスク回避教育ならびに被害者支援

実施地 シリア・アラブ共和国 北西部

目的 リスク回避教育と被害者支援を通して、地雷や爆発性戦争残存物等の爆発物や空爆による被害リスクの軽減と、紛争被害者および障がい者の生活の質の改善に寄与する

実績 IDPおよび受け入れ地域の住民を対象にリスク回避教育を1,415回実施し、計22,471人が参加した。また、地雷などの爆発物の被害者を含む障がい者のいる129世帯を選定し、補助具の供与やリハビリサービスの提供などを行った。

受益者 約22,600人



被害者支援にて車いすを受け取った受益者（2020年1月）

スーダン共和国

ハルツーム事務所、カッサラ事務所

2005年の停戦により20年間続いた南北内戦が終結したことを受け、首都ハルツームに事務所を開設して地雷回避教育事業を開始。2007年にカドグリー事務所（2011年閉鎖）、2012年にカッサラ事務所を設け活動を広げた。2013年からはマイセトーマ（菌腫）などの感染症対策を、2016年6月からは地雷被害者への支援も開始した。地雷回避教育・地雷被害者支援事業の終了をもって、2019年8月にカッサラ事務所を閉鎖し、2020年1月にハルツーム事務所を閉鎖した。



■2019年度事業決算：31,043,466円

1 地雷回避教育・地雷被害者支援 **終了**

- 実施地** スーダン共和国 カッサラ州、青ナイル州、南コルドファン州
- 目的** スーダンにおいて地雷被害者を低減させ、地雷被害者を含む障がい者の自立や社会参画を促す
- 実績** カッサラ州、青ナイル州、南コルドファン州の地雷被害者を含む障がい者に義肢提供や生計支援、心のケアを行い、障がい者の自立を支援した。カッサラ州で障がいに関するイベントを開催し、障がいに対する地域住民の理解を深めた。また、地雷回避教育活動を実施する現地NGOを対象に、教材作成のノウハウを教授した。スーダン国内の情勢が悪化したため、活動の内容を一部変更した。
- 受益者** 直接受益者：地雷被害者を含む障がい者63人、障がい者の家族および地域住民120人、現地のNGO職員12人
間接受益者：支援を受けた障がい者の家族315人



雑貨店を開業するための資機材を受け取る受益者
(南コルドファン州、2019年7月)

2 感染症（マイセトーマ菌腫：注）対策

- 実施地** スーダン共和国 センナール州または白ナイル州
- 目的** センナール州または白ナイル州において、マイセトーマ患者や住民がマイセトーマの理解を深め、マイセトーマ患者が治療の機会を得ることで、マイセトーマの重症化予防に貢献する
- 実績** 啓発教材の配付や啓発ワークショップ、ラジオ放送を通して、センナール州のマイセトーマ患者や住民のマイセトーマに関する知識を高めた。マイセトーマ患者に聞き取り調査を実施し、受診先や受診の理由などを把握した。センナール州に派遣した医療チームにより、29人のマイセトーマ患者が手術を受けた。
- 受益者** （実績）直接受益者：マイセトーマ患者、家族、地域の住民約1,400人、クリニックのスタッフ約4人
間接受益者：直接受益者の家族約7,000人



紙芝居を用いて子どもたちにマイセトーマの啓発を行うAARスタッフ（右）
(センナール州、2020年1月)

注：マイセトーマ菌腫とは、特定の細菌や真菌が傷口を経由して体内に入り、皮下組織を徐々に破壊していく感染症

ケニア共和国

ナイロビ事務所、カクマ事務所

2005年、南部スーダン支援の拠点としてナイロビに事務所を開設、2011年アフリカの角地域を襲った干ばつ被災者支援をケニア北東部で開始。2013年12月に南スーダンの首都ジュバで発生した武力衝突を受け、ケニア側に流入した南スーダン難民に対し、2014年2月より、ケニア北西部トゥルカナ県のカクマ難民キャンプにて支援活動を実施している。2015年7月より、中等教育分野における支援を開始した。また、2017年8月より、カクマ難民キャンプから30キロ地点に位置するカロベイエ難民居住区における活動を開始した。



■2019年度事業決算：67,910,757円

1 カクマ難民キャンプにおける中等教育支援

実施地 ケニア共和国 カクマ難民キャンプ

目的 カクマ難民キャンプにおいて、中等教育校の教育環境の改善と、青少年の問題解決能力、保護機能の強化を通して、将来母国の国づくりを担う人材の育成に貢献する

実績 カクマ難民キャンプの中等教育校において、理科室棟1棟と4教室の建設、机・いすの供与、浄化槽1基とトイレ4基の設置を行い、学習環境を整えた。また、青少年が、キャンプでの避難生活を続ける中で直面するさまざまな困難に対処する力（ライフスキル）を身につけられるよう、教員対象のライフスキル教育指導者研修や、青少年が抱える問題に対する理解促進を目的とした地域住民対象の啓発イベントを行った。さらに、教員と生徒に対しカウンセリング研修を実施し、生徒の心理的ストレスや問題を早期発見できる体制を整えた。加えて、各校でこれらの活動が継続されるよう、主任教員を選出し、活動計画の策定、教材や資金の調達・管理などのマネジメント能力強化のための研修を行った。

受益者 直接受益者：カクマ1-5の中等教育校の生徒7,257人および研修を受講した教員73人、ライフスキル教育の啓発を受けた地域住民522人
間接受益者：生徒の家族約36,300人



カウンセリング研修を受ける生徒たち。
「ピア（仲間）カウンセラー」として、各校で活躍している
(カクマ難民キャンプ、2019年9月)

2 カロベイエ難民居住地における青少年育成・保護事業

実施地 ケニア共和国 カロベイエ難民居住地

目的 コミュニティセンターの運営管理を通し、カロベイエ地域の難民と受け入れ地域の平和的共存の促進を図るとともに、青少年の生計向上に貢献する

実績 カロベイエ難民居住地にて建設したコミュニティセンターの運営を支援した。難民および受け入れ地域の住民から成る運営委員へ運営・管理に関する研修を実施するとともに、施設（多目的室、カフェテリアなど）の運営支援や、スポーツ大会などのイベント実施を通じ、難民と受け入れ地域の住民の相互理解を促進した。また、運営委員向けの「ビジネスと起業」研修や、若者向けのICT（情報通信技術）研修を実施した。

受益者 コミュニティセンターの運営委員16人、ICT研修の受講者119人、カロベイエ難民居住地および受け入れ地域の住民約2,000人



ICT研修にてアシスタントトレーナー（中央）からパソコンの使い方を学ぶ受講者
(2020年2月)

ウガンダ共和国

カンパラ事務所、ユンベ事務所

2009年3月にウガンダ地雷生存者協会（ULSA）の代表者を日本に招聘したのを契機に、ULSAを通じて地雷被害者の連携を深める支援を開始した。その後、ウガンダ北部と国境を接する南スーダン共和国の首都ジュバで2016年7月に勃発した武力衝突とその後の国内の混乱を背景として、ウガンダ北西部地域への流入が続く南スーダン難民を支援すべく、同9月にカンパラ事務所、同10月にはユンベ事務所を開設し、難民支援を継続中である。



■2019年度事業決算：156,406,796円

1 難民居住地などにおける教育支援

- 実施地** ウガンダ共和国ユンベ県ビディビディ難民居住地、アルア県インヴェピ難民居住地、オボンギ県パロリーニャ難民居住地
- 目的** 難民居住地に暮らす南スーダン難民、および受け入れ地域の子どもたちの教育環境を改善する
- 実績** ウガンダ北部のビディビディ難民居住地、インヴェピ難民居住地、パロリーニャ難民居住地の初等教育校で校庭14面の整備や21教室の建設、机やいすを提供し、学習環境を整備した。また、クラブ活動の運営、生徒を対象とした進路指導や進学先見学会、職業体験、教員によるカウンセリングを通じ、生徒の学習意欲を促進した。さらに、難民福祉協議会や学校関係者70人を対象とした女子教育促進のための啓発活動やインクルーシブ教育に関する研修、障がいスポーツイベントを実施し、女子生徒や障がい児の就学促進のための基礎環境づくりに寄与した。
- 受益者** 南スーダン難民および受け入れ地域の住民 計33,171人



アルア県インヴェピ難民居住地で開催した学校対抗のサッカー大会で、生徒らと記念撮影をする当会職員。写真右から三人目は駐在員の樋口正康（アルア県インヴェピ難民居住地、2019年10月）

2 地雷被害者生計支援

- 実施地** ウガンダ共和国 北部
- 目的** ウガンダ北部の地雷・不発弾被害者の生計向上支援を通して、自立を促進する
- 実績** ウガンダ北部に住む地雷・不発弾被害者16人を対象に、起業のためのビジネススキル研修を実施した。研修参加者は起業に必要な資機材を受け取り、小規模ビジネスを開始した。また、地雷・不発弾被害者の支援ニーズを把握するため、ウガンダ北部にて調査を実施した。
- 受益者** 地雷被害者16人



小規模ビジネス用の山羊を受け取る地雷被害者。左から二人目は駐在員の藤田綾（オモロ県、2019年7月）

3 ウガンダ西部におけるコンゴ民主共和国難民への教育支援

- 実施地** ウガンダ共和国 西部
- 目的** ウガンダに避難したコンゴ民主共和国難民の子どもたちの教育環境を改善する
- 実績** ウガンダ西部のカムウェンゲ県ラムワンジャ難民居住地、チェゲグワ県チャカII難民居住地、チクベ県チャングワリ難民居住地の3つの難民居住地を対象として、難民受け入れの概況や支援の動向、およびコンゴ難民居住地や受け入れ地域の教育分野における現状と課題について調査した。調査結果を受け、2020年度にチャングワリ難民居住地で教育支援を開始することとした。
- 受益者** 調査のみ実施のため0人



コンゴ民主共和国難民の生徒から話を聞く駐在員の家高真衣（チェゲグワ県チャカII難民居住地、2020年2月）

ザンビア共和国

メヘバ事務所

1984～2004年の20年にわたり北西部州メヘバ難民定住地で難民支援を実施し、同事業完了にともないメヘバ事務所を閉鎖。2004年より2019年3月まで、首都ルサカ周辺でHIV/エイズ対策事業を、2016年2月より2018年3月まで母子保健分野の支援事業を実施し、2019年3月をもってルサカ事務所を閉鎖した。2017年3月にメヘバ事務所を再開、メヘバ元難民再定住地において、元難民現地統合化支援を開始した。



■2019年度事業決算：36,540,834円

1 元難民現地統合化支援

- 実施地** ザンビア共和国 北西部州カルンビラ郡メヘバ元難民再定住地
- 目的** メヘバ元難民再定住地において、住民の生計活動を実施するための基盤を構築する
- 実績** 2017年度に結成された自助グループの中で、活動の中心となる生計活動委員33人を選出し、育成研修を実施した。生計活動に必要な鍬や鎌、農薬、種苗などの農業資機材を供与し、各グループがこれらの資機材を適正に運用・保管するためのルールを策定できるようした。また、供与した農機具や農薬の効果的な使用方法や安全管理を、研修にて実演を交えて教授した。生計委員とともに各メンバーの農地を回って耕地の状態を確認し、研修で得た情報や知識が正しく反映されているかモニタリングした。
- 受益者** 再定住地に移住した元難民およびザンビア人、2,198人（約328世帯）



配付したメイズの生育具合を確認し、農法を指導するAARスタッフ（右）（2020年1月）

ラオス人民民主共和国

ビエンチャン事務所、ポンサリー事務所

1999年に首都ビエンチャンに事務所を開設。現在に至るまで障がい者支援事業を継続している。2010年、不発弾被害者支援の開始にともない北部シェンクワン県に開設した事業所は、2014年7月に同事業完了に伴い閉鎖。2015年11月に地域住民に対する母子保健サービス強化事業の開始にともないポンサリー県に開設した事務所は2019年9月に閉鎖した。



■2019年度事業決算：51,656,153円

1 女性を主とする障がい者の小規模起業支援

実施地 ラオス人民民主共和国 ウドムサイ県、サヤブリー県

目的 対象地域における女性を主とする障がい者の収入を向上させる

実績 ウドムサイ県およびサヤブリー県の3郡において、キノコ栽培やナマズ・カエル養殖技術研修に参加を希望する障がい者へのインタビューおよび行政関係者などとの協議を行い、女性を主とする障がい者80人を選定した。選定された障がい者とその介助者約160人を対象に、キノコ栽培および小規模起業研修を実施し、栽培を開始するための資材を配付した。これらの活動をラオスの障がい当事者団体と協働して実施し、同団体の県支部職員が各県における事業実施にかかる調整に携わることで、地方政府機関や研修参加者との間にネットワークの基盤を築くことができた。

受益者 直接受益者：対象地域の女性を中心とした障がい者80人とその介助者約80人、対象村の村長28人、対象3郡の行政職員6人、障がい当事者団体の本部職員3人、同県支部職員4人
間接受益者：障がい者の家族約500人



自宅で作製したキノコ栽培パックの手入れをする受益者
(サヤブリー県、2019年4月)

2 山岳地域における母子保健サービス強化 **終了**

実施地 ラオス人民民主共和国 ポンサリー県、ポンサリー郡、ブンヌア郡

目的 山岳地域に位置し、貧困層の多く居住するポンサリー県の母子保健サービスが強化され、妊産婦および子どもの健康状態が改善される。

実績 研修とモニタリングを通じて、ヘルスセンター職員が提供する母子保健サービスの質が向上し5S（「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「習慣」の頭文字のSをとったもの）活動が定着した。コミュニティヘルスワーカー（CHW）への母子保健活動の指導を通じて、CHWによる活動が活発になり、医療機関との連携が促進され、地域住民の母子保健に対する意識が高まった。3年間の活動の結果、対象地域の母子保健サービスの利用者が増加し、妊産婦および子どもの健康状態の改善に貢献した。本事業終了をもって、2019年9月にポンサリー事務所を閉鎖した。

受益者 直接受益者：計約2,260人（対象地域に住む15-49歳の女性 約1,500人、5歳未満の子ども 約700人、ヘルスセンター職員 19人、コミュニティ（村落保健ボランティア、村長、女性同盟メンバー）約42人）
間接受益者：対象地域の住民 約42,000人



コミュニティヘルスワーカーの家庭訪問状況について確認するAARスタッフ（右）
(チャーカンパー村、2019年5月)

カンボジア王国

プノンペン事務所

1979年の創立以来、タイ国境難民キャンプや日本国内でカンボジア難民を支援。和平協定が締結された翌年（1992年）、首都プノンペンに事務所を開設し、1993年から障がい者のための職業訓練校を、1994年から車いす工房を運営。それらは、2006年、現地NGOとして独立した。2013年に、あらためてプノンペン事務所を開設し、障がい児インクルーシブ教育推進事業を実施している。



■2019年度事業決算：35,094,968円

1 障がい児のためのインクルーシブ教育推進

実施地 カンボジア王国 カンダール州 クサイ・カンダール郡およびプノンペン特別市
目的 インクルーシブ教育の評価ツールが策定されるとともに、特別支援学級やリソースセンターの設立と障がい者支援委員会の能力強化による障がい児支援体制が整備される

実績 教育省や障がい児教育支援に取り組む団体と協働し、インクルーシブ教育（以下、IE：Inclusive Education）を推進していくため、IEの実施状況进行评估するチェックリストの策定を進めた。また、カンダール州クサイ・カンダール郡において、障がい者支援委員会などの能力強化を通じて、地域と学校がともにIEを進めていくための体制構築に取り組んだ。特別支援学級を開設し、障がい児9人が就学した。

郡内の3つの集合村を対象に、教員研修や地域住民らを対象にした啓発活動、障がい児のニーズに応じた個別支援も実施した。

受益者 直接受益者：約890人（障がい者支援委員会メンバー約230人、特別支援担当教員研修の受講者10人、特別支援学級に通う障がい児9人、3集合村の地域住民、小・中学校教員および児童約640名）

間接受益者：約35人（特別支援学級に通う児童の家族）



知的障がい児への指導方法を学ぶ研修参加者（2019年12月）

2 車いす普及支援（現地NGOの能力向上を通じた障がい者自立支援）

実施地 カンボジア王国 プノンペン特別市

目的 カンボジアの現地NGOである車いす工房「AAR, WCD」の事業運営能力および資金獲得能力が向上し、安定した事業運営が可能になる

実績 補装具製造費や運営費の一部を支援した。理事会への参加や、報告書類などの確認を通して、工房長および会計担当職員の事業運営能力や財政管理能力が向上するよう指導を継続するとともに、運営資金の確保に向けた活動を支援した。

受益者 直接受益者：650人（「AAR, WCD」の職員8人、補装具を受け取った障がい者642人）※補装具の受け取りは、AAR, WCDによるもの、協力団体を通じてのものを含む。

間接受益者：補装具を受け取った障がい者の家族3,210人



WCDの工房で新しい車いすに試乗する子ども（2020年1月）

ミャンマー連邦共和国

ヤンゴン事務所、パアン事務所

1999年にヤンゴンに事務所を開設し、翌2000年に障がい者のための職業訓練校を開校した。2001年からは知的・身体障がい児の学習・リハビリを支援する里親を募って「ミャンマー子どもの未来（あした）プログラム」を開始した。2013年、カレン州パアンにも事務所を開設し、国内避難民や帰還民を対象とした支援活動を開始した。



■2019年度事業決算：76,171,770円

1 障がい者のための職業訓練校の運営 および障がい者の就労支援体制強化

実施地 ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市内

目的 当会が運営する職業訓練校において、障がい者のための自立発展的な就労支援体制が強化される

実績 職業訓練校において洋裁、理容美容、PCコースを継続し、卒業後の就労率は86%以上となった。企業訪問を通じた啓発活動や就労後のフォローアップを実施した。ミャンマー政府が設立した、障がい者の就労に関する有識者会議の一員として定例会議に参加した。加えて、現地提携団体とともに政府に対して障がい者雇用に関する提言書を作成し、就労に関する政府の活動計画を採択するための有識者会議を開催した。

受益者 直接受益者：職業訓練校の訓練生および卒業生200人、間接受益者：障がい者の家族約1,000人、企業担当者・障がい者支援団体・障がい当事者など100人、ミャンマー国内の企業約20社、関連障がい者団体および会員・生徒約18,000人



職業訓練校のPCコースで学ぶ訓練生
(2020年2月)

2 子どもの未来プログラム（^{あした}里親制度）

実施地 ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市内

目的 知的および身体障がい児の身体機能の維持・向上を図るとともに、教育の機会の確保や衛生状態の改善を目指す

実績 障がい児を対象に、家庭訪問を通じたリハビリ・教育支援や補助具の提供などを行った。就学児へは学用品の配付や学校トイレのバリアフリー化などを行い、不就学児に対しては、学校との協議、学習教材の提供、家庭教師費用の補助を行った。また、障がい児の無料健康診断や、障がい児の家族への衛生啓発研修、遠足も実施した。現地 NGO による障がい児施設への支援も継続している。

受益者 直接受益者：家庭訪問対象の知的・身体的障がい児33人、現地 NGO が運営する障がい児施設を利用する障がい児230人と職員27人
間接受益者：家庭訪問対象の知的・身体的障がい児の家族約165人、「子どもの家」を利用する障がい児の家族約1,150人



自宅で特別支援教育を受ける障がい児
(2019年5月)

ミャンマー連邦共和国

3 地域に根差したリハビリテーション推進

- 実施地 ミャンマー連邦共和国 カレン州ラインブエ地区、チャインセチ地区
- 目的 地域に根差したリハビリテーション（CBR）が推進されるための体制および障がい理解啓発や基礎的な福祉サービスが提供される基盤を整備する
- 実績 事業対象拠点4区において、CBR委員会とともに、CBR活動計画の策定や実施状況の振り返り、コミュニティボランティアに対する啓発活動セミナーや福祉サービス研修、対象区の小学校および区事務所のバリアフリー化改修工事などを実施した。また、自助団体14団体の活動を支援し、メンバーとともに、生計技術向上活動と、障がい児への特別教育や音楽や料理などのグループ活動に取り組んだ。
- 受益者 直接受益者：障がい者600人
間接受益者：障がい者の家族約2,400人、地域住民約24,000人



生計技術向上活動に取り組む障がい者自助団体の活動をモニタリングするAARスタッフ
(2019年10月)

4 紛争影響地域および都市近郊部における障がい者への経済的自立支援

- 実施地 ミャンマー連邦共和国 カレン州パアン地区、ラインブエ地区、ミャディ地区、コーカレー地区
- 目的 障がい者が金融サービスと生計活動に参加できる環境が整備され、収入源が多様化するとともに生活技能が向上する
- 実績 活動を開始するため、パートナー団体であるBRAC Myanmarと活動計画および連携方法について調整を行った。また、ミャンマー政府へ事業地で活動を実施するための合意文書の手続きを進めた。
- 受益者 直接受益者：障がい者1,000人
間接受益者：障がい者の家族4,000人



事業実施地の障がい者への聞き取り調査を行うAARスタッフ（2019年5月）

バングラデシュ人民共和国

コックスバザール事務所

2017年8月にミャンマーラカイン州で発生した治安部隊と武装集団の衝突を受け、バングラデシュに流入したロヒンギャ難民（ミャンマー避難民）に対し、2017年11月より、バングラデシュ南東部コックスバザール県の避難民キャンプにて支援活動を実施している。2018年6月より、水衛生事業と並行し、女性と子どもの保護事業を実施している。また、水衛生事業は避難民の流入によって影響を受けているキャンプ周辺に居住している住民（ホストコミュニティ）も対象としている。



■2019年度事業決算：148,306,140円

1 ロヒンギャ難民（ミャンマー避難民）緊急支援

実施地 バングラデシュ人民共和国 チッタゴン管区コックスバザール県ウキア郡およびテクナフ郡に所在する避難民キャンプおよびホストコミュニティ

目的 ミャンマーからバングラデシュに逃れてきたイスラム系少数派が居住する避難民キャンプにおいて、避難生活の長期化に対応し、安全な水・衛生施設の維持管理を避難民が主体的・持続的に行えるようになり、特に脆弱な立場にある避難民の女性や子どもが、避難民コミュニティと一体となって保護に関するリスクに対応できるようになる

実績 避難民キャンプにおいて、建設した井戸やトイレ、水浴び室の修理技術の研修や管理委員会の設立、衛生啓発を行い、避難民自ら施設の維持管理を行える体制を構築した。また、脆弱な立場にある避難民の女性と子どもが保護に関するリスクに対応できるよう建設したウーマン・フレンドリー・スペース（WFS）およびチャイルド・フレンドリー・スペース（CFS）を、前年度に引き続き運営した。WFSでは人身売買や性暴力などの保護リスクに関する講座、手芸や工作といったワークセラピーを行い、女性のストレスの緩和を図るとともに、性暴力などの被害にあったことのある女性については、医療支援などの専門的な支援を実施している団体に照会した。CFSでは、歌や劇、スポーツ大会といったレクリエーションや四則演算や簡単な英語などの基礎学習の講座を提供した。加えて、参加者のなかでトラウマを抱えていたり、児童労働や早期婚などの保護リスクを抱えている子どもたちを特定し、必要に応じて、専門的な支援を実施している団体に照会した。

ホストコミュニティにおいては、2018年度に建設したトイレ52基、水浴び室52基、井戸24基の維持管理を行うとともに、希望者を募り、井戸の修理技術の研修を実施した。

受益者 チャイルド・フレンドリー・スペース登録者：200人
ウーマン・フレンドリー・スペース登録者：400人
水・衛生施設利用者：6,573世帯（約33,628人）



WFSで裁縫のワークセラピーを受ける避難民女性たち（2019年12月）

インド

ジャンム・カシミール州において家族が行方不明になるなどした貧困女性が、生活のための収入を得られるよう支援するパイロット事業を2014年に開始した。現地事務所なし。



■2019年度事業決算：192,944円

1 女性支援

実施地 インド ジャンム・カシミール州

目的 家族が行方不明になるなど、社会的・経済的困難に直面している女性の経済的自立が可能となる仕組みを作る

実績 ムンバイで行った協議に基づき、カシミール側で事業の受け皿となる法人設立の手続きを進めるとともに、次期製作物について、デザインや仕様の検討を行った。

受益者 ジャンム・カシミール州在住の貧困層に属する女性20人

パキスタン・イスラム共和国

イスラマバード事務所、ハリプール事務所

2005年の大地震被災者に対する緊急支援や、2009年にタリバン掃討作戦の戦闘により発生した国内避難民（IDP）への支援では、都度、イスラマバードに暫定事務所を設営して対応した。2010年の洪水被災者支援を機に常設の事務所とし、アフガニスタン難民、および受け入れコミュニティの教育・衛生環境の整備事業を実施している。2012年に設置したノウシェラ事務所は、ノウシェラ郡での活動終了に伴い、2016年1月末に閉鎖し、2016年2月よりハリプール事務所を開設した。2019年11月より、障がい児の学習支援環境構築事業を実施している。



■2019年度事業決算：50,322,549円

1 女子小学校の学習・衛生環境改善

実施地 パキスタン・イスラム共和国 ハイバル・パフトゥンハー州 ハリプール郡

目的 ハリプール郡において、女子小学校およびアフガニスタン難民居住地内小学校の衛生環境の改善を通じ、児童の就学率・出席率の向上、中退率の低下に寄与する

実績 パキスタン公立小学校10校、アフガニスタン難民居住地内小学校4校において、井戸の掘削、手洗い場、浄水器、トイレの整備を実施した。各校の教師、保護者に対して衛生教育に関する指導者研修を実施。その後、研修参加者が主導して、各校で児童が参加する衛生啓発イベントや授業を行った。整備した衛生施設を維持管理するための仕組みを各校に構築した。



アフガニスタン難民居住地内の学校に完成した井戸。左から二人目は、駐在員の大泉泰（2019年7月）

受益者 合計受益者：約15,060人
・パキスタン公立小学校
直接受益者：事業対象校10校の児童1,275人、教師29人、
保護者会メンバー174人
間接受益者：児童の家族約6,370人
・アフガニスタン難民居住地内小学校
直接受益者：事業対象校4校の児童1,190人、教師20人、保
護者会メンバー60人
間接受益者：児童の家族約5,950人

2 アフガニスタン難民居住地の水環境整備

実施地 パキスタン・イスラム共和国 ハイバル・パフトゥンハー州
ハリプール郡 パニアン難民居住地
目的 ハリプール郡のパニアン難民居住地において、住民の安全
な水へのアクセスを確保する
実績 パニアン難民居住地において、深井戸1本を建設し、住民が
共同で使用できる水汲み場を整備した。水汲み場の周辺を
緑化し、ベンチなどを置いて、住民の憩いの場としても使え
るようにした。住民を含む管理組合を設立し、施設を維持
管理する体制を構築した。
受益者 合計受益者数：約3,500人
直接受益者：事業対象地の住民約650世帯、約3,500人

3 障がい児の学習支援環境構築

実施地 パキスタン・イスラム共和国 ハイバル・パフトゥンハー州
ハリプール郡
目的 ハリプール郡において、インクルーシブ教育（以下、IE）の取
り組みを普及させ、より多くの障がい児が教育を受け、自ら
の可能性を伸ばし、社会参加の機会を得られるようにする
実績 ハリプール郡中心部の小学校2校および周辺コミュニティ
において、障がい児の就学支援や、障がい児が教育を受け
る権利や重要性に関する研修を実施。IEを推進するための、
教員や保護者からなるグループを両校に設立した。
受益者 合計受益者数：約5,370人
直接受益者：事業対象校2校の児童893人（障がい児7人
含む）、教師23人
間接受益者：児童の家族約4,460人

アフガニスタン・イスラム共和国

カブール事務所

1999年より絵本『地雷ではなく花をください』の純益を活用し地雷除去を実施。2002年に首都カブールおよび北東部タカール州の州都タロカンに事務所開設。地雷回避教育や理学療法によるリハビリテーションを開始。北東部の事業は2008年に同地域で活動する他NGOに移管。同年11月以降、東京本部からの遠隔管理のもと、首都カブールを拠点に、地雷回避教育、地雷被害者を含む障がい者支援を展開。2016年7月からは遠隔管理の拠点をパキスタンのイスラマバード事務所に移し、同事務所にアフガニスタン担当駐在員を置いている。



■2019年度事業決算：74,232,996円

1 地域主体型地雷回避および障がい児支援

実施地 アフガニスタン・イスラム共和国 カブール州、パルワーン州

目的 カブール州およびパルワーン州において包括的地雷対策（地域主体型地雷回避教育および被害者支援講習、地雷被害児を含む障がい児の学習支援）を行い、子どもたちが地雷事故のリスクを正しく理解し回避できるようにするとともに、障がいの有無によって社会的差別を受けることなく学習できる環境の確立に寄与する

実績 カブール州とパルワーン州の計55村落において、110人の地域指導員を育成し、140人の地域指導員および当会女性フィールド・スタッフが地雷回避教育および被害者支援講習を実施した。計55村落のうち20村落は治安を考慮し、対象村落の知見をもつ現地協力団体を通じて地域指導員の育成とその指導員による講習会を実施した。地域指導員と当会女性フィールド・チーム主体の地雷回避講習会を2020年3月末までに計1,533回実施し、57,264人の主に子どもや女性に対し、地雷・不発弾・即席爆発装置（IED）の危険性や回避方法を伝達した。また、IEDを回避するためのメッセージをより多くの人々に普及するため、ドラマ仕立てのテレビ番組を制作し、国営テレビ局を通じ放送した。また、パルワーン州内の対象校2校において、インクルーシブ教育（IE）活動のための教室を建設し、障がい児のための補習クラスを強化したことで同校がパルワーン州教育局から高く評価された。同校では、障がいのない生徒180人に対する啓発イベントも行った。現在2校の補習クラスでは、視覚や聴覚などに障がいのある子どもたち84人が手話や点字などを学んでいる。

受益者 直接受益者：57,960人（地域指導員140人、講習会参加者57,264人、対象校の校内委員会メンバー30人、教育省職員1人、パルワーン州教育局職員1人、対象校2校の障がい児84人およびその保護者80人、対象校2校の生徒各180人）
間接受益者テレビ・スポットの視聴者、各村落の住民全体、対象校の全校生徒

2 地雷・不発弾除去支援

実施地	アフガニスタン・イスラム共和国 バグラン州およびバルーフ州
目的	地雷汚染地域であるバグラン州およびバルーフ州の地雷・不発弾を除去し、事故の減少と安全な生活圏の確保に貢献する
実績	イギリスの地雷除去 NGO (HALO Trust) と協力し、地雷・不発弾に汚染されたバグラン州プリ・クムリ郡およびバルーフ州マルムル郡にて22個の対人地雷と4個の不発弾を除去、40,959㎡の土地を安全な生活圏にすることができた。
受益者	直接受益者：バグラン州プリ・クムリ郡バラ・ドゥリ村およびバルーフ州マルムル郡合わせて632人 間接受益者：4,232人

3 アフガニスタン市民社会の能力強化

実施地	アフガニスタン・イスラム共和国
目的	アフガニスタン市民社会組織 (CSO) の能力を強化し、その能力を定着させる
実績	アフガニスタンの代表的な CSO ネットワーク組織である ACBAR (Agency Coordinating Body for Afghan Relief)、ANCB (Afghan NGO Coordination Bureau) および SWABAC (South Western Afghanistan and Balochistan Association for Coordination) の3団体がアフガニスタンの市民社会組織 (以下、CSO) の実践的能力強化を図るべく、人道支援の基礎知識や申請書の書き方などの研修を50回実施した。また、アフガニスタン CSO の持続可能な事業管理に関するガイドライン冊子を作成した。本事業は AAR に加え、特定非営利活動法人ピースウィンズジャパン (PWJ)、特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター (JVC) の3団体による共同事業として実施した。
受益者	アフガニスタンの市民社会組織の職員1,206人 (研修参加者1,056人、シンポジウム参加者数150人)

タジキスタン共和国

ドゥシャンベ事務所

2001年11月、アフガニスタン北東部へのルートを確保するため、首都ドゥシャンベに事務所を開設。その後、タジキスタン国内における障がい者支援を本格化させた。2014年より首都ドゥシャンベで、2017年からはヒッサール市においてインクルーシブ教育を推進する事業を実施している。



■2019年度事業決算：51,197,627円

1 障がい児のためのインクルーシブ教育 (IE) 推進

実施地 タジキスタン共和国 ヒッサール市

目的 タジキスタン共和国ヒッサール市において、障がい児を含むすべての児童にとって学びやすい環境の整備を通して、障がい児の教育機会を増やす

実績 新たに3校を拠点校として定め、施設のバリアフリー化、学習支援室の設置、障がいのある児童用の教材や補助具などを供与し、障がい児を受け入れるための環境を整えた。また、教員や地域の医療関係者向けのインクルーシブ教育 (IE) 研修や手話研修、指導者養成研修を開催し、IEを実践する人材を育成した。加えて、新規拠点校3校の校長と教員が過去の活動の拠点校の視察を行った。さらに、日本人専門家を招聘し、現状の確認と教員へのフィードバックを行った。地域や学校における啓発活動や保護者会を定期的に開催し、事業地におけるIEの推進および定着を図った。

受益者 直接受益者：4,453人 (内訳：拠点校7校の普通学級で学ぶ障がい児46人、拠点校7校の学習支援室で学ぶ障がい児60人、学習支援室と普通学級の両方に在籍する生徒31人、現地提携団体による家庭での教育を受ける障がい児22人、障がい児の保護者および家族250人、研修受講教員168人、研修受講医療従事者50人、市内10校での保護者会参加者476人、当会職員の家庭訪問を受ける対象地域の障がい児50人、啓発活動参加者3,300人)
間接受益者：13,171人 (内訳：拠点校7校の非障がい児生徒約12,959人、拠点校7校の教員212人 (研修を受ける教員以外))



学習支援室で一緒に授業を受ける言語障がいのあるアリジョンくん (写真左) とその友達 (2020年2月14日)

2 障がい者のための生計支援

実施地 タジキスタン共和国ドゥシャンベ市

目的 障がい者の雇用や社会参画が促進され、障がい者が社会的・経済的に自立する

実績 障がい者の生計支援や職業訓練に関する調査と事業の計画立案を行った。

受益者 直接受益者：ヒッサール市内の障がい者14人
間接受益者：障がい当事者の家族75人

クロアチア共和国

■2019年度事業決算：0円

1 難民支援実施可能性調査

実施地 クロアチア共和国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ

目的 欧州を目指したが入域を認められず、通過地点であった旧ユーゴスラビア諸国（クロアチア共和国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ）に滞留しているシリアなどからの難民について、クロアチアを拠点に支援活動の可能性を検討する

実績 調査実施のための体制が整わなかったため、実施しなかった。

受益者 なし

日本

東京事務局、佐賀事務所

2011年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、岩手県、宮城県、福島県を中心に幅広い支援を実施。仙台、盛岡、相馬にそれぞれ事務所を開設した。2013年には盛岡事務所の業務を、2014年には相馬事務所の業務を仙台事務所に統合した。その後、2019年3月に仙台事務所を閉鎖し業務を東京に移管、息の長い支援を目指している。また2016年8月には首都直下大地震を想定した事業継続拠点として佐賀事務所を開設した。東日本大震災以降、熊本地震、九州北部豪雨、西日本豪雨、北海道胆振東部地震、九州北部大雨、台風15号・19号など、現在まで多数の被災地で支援活動に従事している。



1 東日本大震災被災者支援

・2019年度事業決算：49,228,159円

実施地 岩手県、宮城県、福島県の被災地域

目的 被災地域における避難者および、障がい者、高齢者、子どもを主な対象とし、心身の健康維持に努めるとともに、復興に向けた被災コミュニティのレジリエンス（回復力、復元力）強化と、障がいの有無に関わらずすべての人のニーズに配慮した、災害に強靱な社会づくりに寄与する

実績 東北3県の24ヵ所の障がい福祉作業所にもものづくり強化のための機材提供や新メニューの開発を通じた販路開拓の支援などを行った。また、避難者の健康維持と孤立防止のための交流促進を目的とし、仮設住宅や公営住宅に入居する高齢者を対象にマッサージ、傾聴活動、お茶会、手芸、地域の祭りなどのイベントを計86回開催した。
福島県浜通り地域に住む親子を対象に、宿泊保養プログラム「西会津ワクワク子ども塾」を3回開催し、ストレスや運動不足の解消だけでなく参加者同士の交流を促進し、被災コミュニティの強化に貢献した。加えて、福島県の保育園、幼稚園3ヵ所にミネラルウォーターを提供した。また、被災地で支援活動を続けている地縁団体の活動促進や事業継続のための支援として、被災者の生活再建支援、子どもや若者を対象とした支援、子どもの健康相談などの支援活動を継続している3団体と、東京都で広域避難者支援を継続している1団体の活動を支援した。

受益者 障がい者支援：2,982人、交流支援活動：3,502人、飲料水支援：約350人、西会津ワクワク子ども塾：165人、地縁団体の活動継続支援：約100人
合計：約7,100人



山木屋公民館で高齢者をマッサージをする理学療法士ボランティア（2019年8月、福島県伊達郡川俣町）



西会津ワクワク子ども塾参加者に非常時の炊飯方法を教えるAARの浅野武治（2020年2月、福島県耶麻郡西会津町）

2 九州北部豪雨被災者支援 **終了**

・2019年度事業決算：626,864円

- 実施地** 九州北部豪雨の被災地域
- 目的** 被災地域で活動する支援団体の持続的な運営体制の構築に寄与することで、被災地域のレジリエンス(回復力、復元力)を強化する
- 実績** 被災当事者で構成される自助グループの支援を行っている団体の活動を支援した。2019年7月より仮設住宅からの退去を求められ、入居者の約3割に当たる140世帯ほどが住まいを確保できないまま仮設住宅の供与期間終了を迎える事態となったことを受け、当事者と朝倉市、福岡県と自助グループの間に立ち、朝倉市における生活再建およびコミュニティの再生へ向けた持続的な活動の基盤づくりに寄与した。また、プレーパークを運営し、被災した子どもを支援する現地団体の活動支援を行った。被災世帯の生活環境改善を促進すると同時に、若年層が少ない被災地において子育て世帯の交流を促進した。
- 受益者** 生活再建支援が必要な被災者役300人、被災した子どもとその親：のべ1200人 合計：約1,500人



朝倉市の仮設住宅「宮野団地」での引っ越しの様子
(2019年8月3日、福岡県朝倉市)



プレーパークの開催時に行われたプレーカー贈呈式の様子
(2019年9月15日、福岡県朝倉市)

3 西日本豪雨被災者支援 **終了**

・2019年度事業決算：33,428,366円

- 実施地** 岡山県、愛媛県
- 目的** 被災した障がい者の生活の場となる福祉施設と、支援の届きにくい方々の生活環境の改善を支援し、被災地の復興に寄与する
- 実績** 岡山県倉敷市真備町の被災した障がい福祉事業所2カ所に対する支援を継続し、什器備品の提供と、グループホームの再建支援を行った。これにより、31人の障がい者とその家族約94人が被災前と同様の日常生活を取り戻し、被災地の福祉施設職員12人の業務環境が改善された。また、組織運営基盤が強化され、被災地における障がい者の自立に向けた社会活動が促進された。愛媛県大洲市では、発達障がい児を取り巻く環境の改善のため、現地団体と協働する形で家庭と教育と福祉の連携を推進するネットワークの構築に向けた準備会合を4回開催した。2020年夏以降、具体的な活動が開始する予定となり、被災の影響により福祉サービスが十分に回復していない地域における、民間団体の活動促進に寄与した。また、障がいの有無に関わらず、すべての人を取り残さない防災・減災の取り組みや、災害支援の質の向上を目的とした書籍の作成に向け、障がい当事者や関係団体・施設向けへのアンケートを作成した。
- 受益者** 福祉施設の組織運営基盤強化：137名、：民間団体の活動促進支援：約100名 合計：約237名



真備町の障がい者が暮らすグループホームを再建した
(2019年11月、岡山県倉敷市真備町)



家庭と教育と福祉の連携を推進するネットワークの構築へ向けた会議の様子
(2019年11月、愛媛県大洲市)

日本

4 北海道胆振東部地震被災者支援 **終了**

・2019年度事業決算：3,579,635円

実施地 北海道勇払郡むかわ町、沙流郡日高町

目的 北海道胆振東部地震で被害を受けた、激甚災害や災害救助法などの制度や国費予算の活用のできない、または活用が難しい、障がい福祉施設に対する支援を行う

実績 2カ所の被災したグループホームの移転と、作業所設備の復旧支援が完了した。

受益者 被災した障がい者とその家族、施設職員 約250人



むかわ町の障がい福祉施設にて感謝状を授けとるAARの櫻井佑樹
(2019年7月、北海道勇払郡むかわ町)

5 九州北部大雨被災者支援

・2019年度事業決算：1,072,162円

実施地 佐賀県佐賀市、武雄市、大町町

目的 緊急支援物資を配付し、避難生活を送る人々の生活環境を改善する。また、被災した障がい者の生活や仕事の場となる障がい福祉施設の復旧支援を行うことで、支援の届きにくい障がい者の生活再建に寄与する

実績 2019年8月27日に発生した九州北部を中心とする豪雨を受け、発災直後より佐賀県で被災状況の調査を開始した。役場や避難所、高齢者・障がい福祉施設8軒を訪問し、緊急支援物資を配付するとともに、浸水被害が確認された1軒の障がい福祉施設に対し、什器備品の供与を支援した。また、被災した高齢者世帯の清掃作業を進めるボランティアの拠点となる高齢者福祉施設に対し、掃除用具一式を提供するなどした。被災者の個別の被災状況に合わせて様々な支援策を組み合わせた計画を立て、連携して支援するべく、災害ケースマネジメントの勉強会を現地の災害支援ネットワーク団体と開催し、被災者の生活再建に寄与した。

受益者 障がい者を含む被災者約485人



高齢者デイサービス施設に掃除用具一式を提供するAARの高木卓美
(2019年9月、佐賀県武雄市)

6 台風15号・19号被災者支援

・2019年度事業決算：35,747,292円

- 実施地** 千葉県、埼玉県、栃木県、長野県、福島県、宮城県
- 目的** 緊急支援物資の配付を実施し、避難生活を送る人々の生活環境を改善する。また、被災した障がい者の生活や仕事の間となる福祉施設の復旧支援を行うことで、支援の届きにくい障がい者の生活環境の改善に寄与する
- 実績** 2019年9月9日に関東地方を直撃した台風15号を受け、千葉県で被災状況の調査を開始した。役場や避難所、高齢者・障がい福祉施設17軒を訪問し、緊急支援物資を配付するとともに、復旧支援の必要性が確認された3軒の障がい福祉施設に対し、施設の修繕や什器備品の供与を行った。
また、2019年10月12日から13日にかけて日本列島を直撃した台風19号を受け、発災直後より甚大な浸水被害が発生した長野県、福島県、宮城県の避難所で炊き出しを実施（NPO法人ピースプロジェクトと協働）。計4,930食を提供した。加えて、長野県、福島県、宮城県、栃木県、埼玉県で被災した認定こども園や障がい福祉施設46軒を訪問し、緊急支援物資を配付するとともに、復旧支援の必要性が確認された11軒の障がい福祉施設に対し、施設の修繕や什器備品、車両の供与などを行った。
- 受益者** 炊き出し支援：4,930人、緊急物資配布：約350人、障がい福祉施設の復旧支援：約1,000人
合計約6,280人



高齢者福祉施設に緊急支援物資を提供するAARの生田目充
(2019年9月、千葉県南房総市)

1 提言・啓発

1-1 調査・研究

実績 2019年度も引き続き、AARが支援のプロとして専門性を高めながら、支援から取り残される人を出さないよう活動するにあたり、AARの支援活動に関わる、または活動に影響のあることについて必要な調査や研究を行い、各業務担当者をサポートした。また、支援の質を向上させるべく、これまでに活動が完了した事業の事後調査を実施したほか、各事業地で利用できる事業指標のリストを作成した。

1-2 難民支援

実績 2018年12月、難民問題に世界各国が連携して取り組んでいこうとする意思と行動計画が示された「難民に関する国際的な（グローバル）合意（コンパクト）（略称GCR）」文書が国連で採択された。同文書では、「社会全体での包括的アプローチ」という考え方にに基づき、各国政府のみならず、社会の多様なアクターが参加、連携し、社会全体で難民問題に取り組むことが謳われており、市民社会団体も積極的な役割を担うことが期待されている。2019年7月には、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とNGOの年次会合に参加し、GCRの実践とよりよい難民支援のあり方を模索する各国、各アクターの学びや課題についての情報収集と、国内外の関係者とのネットワーク構築を行った。

1-3 地雷廃絶キャンペーン

実績 深刻かつ複雑化する地雷問題に対し、国内外の地雷対策関係者とのネットワーク構築を積極的に行い、地雷問題に関する情報を発信するなど啓発活動に努めた。特にアメリカの対人地雷政策の変更に対しては、プレスリリースを発出し、政策の再考と撤回を求めた。また、2019年11月末の対人地雷禁止条約第4回検討会議には理事長および職員が参加し、日本政府をはじめ各国政府にアドボカシーを行った。より質の高い地雷対策活動を実施できるよう、研修内容の見直しおよび改訂を行うなど、事業に携わる職員の能力強化を図った。

1-4 障がい者支援

実績 2019年度は、6月と7月にマカオとモンゴルで開催された障がい分野の国際会議においてミャンマーと日本の活動についての発表を行ったほか、12月にカンボジア、ミャンマー、日本の事例から学ぶシンポジウムを東京で開催した。日本障害者協議会（JD）の理事会、企画・政策委員会、障害分野NGO連絡会（JANNET）の役員会、アジア太平洋CBRネットワークの役員会等への参加を通じて、当該分野の理解促進とネットワークのさらなる拡大を試みた。また、定期的な障がい分野事業担当者会合やインクルーシブ教育に関する内部勉強会の開催や、内外の障がい分野の勉強会への参加を通じて、事業の質や職員の知識・経験を高めることができた。障がいインクルーシブな防災・減災のための作業チームの会合も開催し、調査を進めた。緊急・復興・開発・防災・減災など、どの支援分野においても障がいのある方々や困難な状況下にある方々に配慮するよう働きかけを続けた。

1-5 キラーロボット反対キャンペーン

実績 2019年度は、「キラーロボット反対キャンペーン（Campaign to Stop Killer Robots）」のアジア地域の運営委員として、2019年12月にアメリカ合衆国のワシントンDCにて開催された運営委員会に出席し、今後のキャンペーンの戦略について協議した。また、2020年2月にはアルゼンチン共和国のブエノスアイレスにて開催された第2回国際会議に出席し、アジア・太平洋地域に加えて南アメリカ地域のキャンペーン推進メンバーとのネットワークの構築に努めた。また、国内においても関係団体と定期的に会合を持つこととした。

1-6 感染症対策

実績 感染症対策や熱帯医学、保健調査に関する研修に職員のべ4人が参加したほか、水衛生に関連する建設の専門家を招いて、職員を対象とした勉強会を開催し、感染症対策分野における職員の知識を高めた。また、日本顧みられない熱帯病アライアンス（JAGntd）総会や顧みられない熱帯病の根絶を目指す議員連盟会議、人口・エイズに関する地球規模問題イニシアティブ/沖縄感染症対策イニシアティブに関する外

務省/NGO定期懇談会（GII/IDI懇談会）などに参加し、関係団体とのネットワークを広げた。

1-7 国際理解教育

実績 東京事務局および佐賀事務所において、主として「国際理解教育サポートプログラム」を通じた講演・ワークショップを精力的に実施し、両事務所合わせて計70回の講演を行った。

学校の夏季休暇期間中に、親子向けにSDGsをテーマとしたワークショップを実施し、好評を得た。同時期には近隣の学校の生徒を東京事務局にてボランティアとして受け入れ、各種作業やイベントの手伝いを行っていただいた。

お台場センタープロムナードで開催されたグローバルフェスタ2019に例年通り複数のブースを出して、活動紹介を行った。

2 在日難民支援など

実績 姉妹団体「社会福祉法人さぼうと21」との協力を継続した。難民、在日外国人などとの交流を促進し、職員の在日難民問題についての認識も深めた。また、会長の柳瀬房子が法務省難民審査参与員として、難民不認定処分を受け不服申し立てした難民の審査について意見を述べるとともに、異議申立人の意見陳述に立会って審理にあたり、法務大臣に意見を提出した。

※姉妹団体「社会福祉法人さぼうと21」について
AARは1979年の創立以降、日本国内での難民支援と、海外での難民支援を並行して実施してきました。1992年、「社会福祉法人さぼうと21」を設立し、日本で生活する難民・外国人の支援活動を同法人に移行。以来、姉妹団体として、海外での支援活動はAARが、国内での難民・外国人支援はさぼうと21が、互いに協力しながら行っています。

3 広報

実績 情報発信の中心となるホームページでの広報と、情報を拡散するためにSNSを活用した広報に注力をした。FacebookやTwitterで情報発信をすることで、フォロワー数は年々増加し（2019年度9,512件）、新たな層への情報発信をすることができた。また、昨年度より開始したインスタグラムの活用に着手した。アクセス解析などの分析や制作会社からのアドバイスを

元に、ホームページのリニューアルを検討した。同時に、専門知識が必要となるウェブ更新作業を効率的に行うため、外部への業務委託も導入した。紙媒体では、1年間の活動実績を端的にまとめた年次報告書を作成し、一目で活動を伝える工夫を行った。創立40周年記念とし、これまでに支援を届けた子どもたちの笑顔を集めた写真集「花々～When you're smiling～」の、会の創設時より活躍した方へのインタビュー集、これまでの支援活動やイベントなどの記録集を作成した。また、TICAD7（第7回アフリカ開発会議）や地雷・障がい関連での国際会議への参加時には、当会の専門性を対外的にも伝える機会と捉え、積極的に広報を行った。支援者対応も含めた広報活動を検討するにあたっては、企業のプロボノの協力をいただいている。

4 渉外

実績 既にご支援いただいている77の企業・団体に対して、協力関係の深化を目的に定期的に訪問するとともに、30の企業・団体を新たに訪問した。今年度は8～9月の九州北部大雨、9月の台風15号、10月の台風19号と国内災害の緊急支援の出勤が相次ぎ、企業・団体から62件約1,700万円のご支援をいただいた。小規模助成金としては、既存の助成企業の訪問に加え、新規開拓、企業系財団とのネットワーク構築を図った。また、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）の勉強会などの場を活用して、大手企業との関係構築に努めた。企業の協力で開発したチャリティ商品の販売を継続した。企業からの寄付や販売会などに際しては、ホームページやFacebook、twitterなどのSNSを用いて企業連携の実績を発信した。加えて、2018年4月に開始した法人サポーター制度に対し、7社にご加入いただいた中、AARの支援企業の交流会を2020年2月5日に開催して関係強化に努めた。昨年度に引き続き、SDGsの理解促進のための2回連続セミナーを開催した。

5 収益事業

実績 イベント関連では、渉外チームによる連続セミナーや障がい者関連シンポジウム、子どもイベントなどの有料イベントを計5回開催した。

チャリティ商品では、バングラデシュ駐在員による書籍『ロヒンギャ難民100万人の衝撃』の販売を開始。全国の新聞で取り上げられるなど好評を博した。六花亭製菓株式会社のご協力によるチョコレートは、引き続きミルク、ホワイトの2種類を販売。トルコでAARが支援する子どもたちが描いた花のイラストをデザインしたメッセージカード作成し、バレンタインやホワイトデーのシーズンに、購入者へプレゼントした。時事通信や共同通信から紹介記事が配信され、地方紙10紙に掲載された。チャリティ商品を通じて新しく255名の方に支援者になっていただいた。

6 支援者対応

実績 支援者からの依頼や問い合わせ、寄付に際しては、個々の支援状況やこれまでの当会との関係性に応じつつ、遅滞のない対応を取るよう努めた。創立40周年を期したイベントを開催した際には、長年の支援者の方を中心に感謝状をお渡しするなどして、これまでのご協力への感謝の意を表すとともに、会長・理事長より御礼と今後の活動への決意をお伝えした。新しくAARに関心を寄せてくださったり、支援くださった方には、初期の対応に時間をかけることで、信頼感を感じていただけるよう努めた。また支援者の方の支援のきっかけや傾向、募金活動結果などの分析を行い、以降の支援者対応に活用した。

7 募金活動

実績 夏と冬の2回、活動全般に対する募金のキャンペーンを実施したほか、緊急募金を、8月末の九州北部大雨、9月の台風15号、10月の台風19号の被災者に対する緊急支援実施にあたって呼びかけた。加えて、2020年2月下旬、シリア国内避難民に対する緊急食糧配付をテーマとした緊急募金も実施した。また、創立40周年を活かした募金活動として、4月および9月にマンスリーサポーターの募集を主として既存の支援者の方に呼びかけた。
2019年度はのべ29,684件、

305,322,638円のご寄付をいただいた。
2019年度末時点の正会員は161人、協力会員は630人、マンスリーサポーター数は1,681人である。新型コロナウイルス感染症による世界的な危機に対応するため、緊急支援を行うべく募金のお願いを開始した。

8 NGO相談員

実績 外務省からの委託を受け、NGOや国際協力に関する一般市民、企業、学生、メディア、NGO関係者などからの相談・質問への対応業務を実施した。2019年4月から2020年3月末までに、464件の相談・質問に対応した。主な質問・相談内容としては難民問題や難民の現状、海外の状況・情勢などについてが多く寄せられ、当会の知見を広く一般市民に提供することができた。このほか学校、学生・生徒からの講演依頼や相談・質問が多く、若い世代への国際協力や世界への関心を高める一翼を担うことができた。外務省への報告に際しては、相談者が当会への相談後変化した事例を積極的に提出し、市民の国際協力に対する理解の促進に、NGOが果たしている役割を示すよう努めた。

9 創立40周年記念事業

実績 創立40周年を迎えたことを記念し、6月および11月に記念イベントを開催した。6月22日には「40周年の集い」と題した会の40年の歩みと感謝をお伝えするイベント、11月9日にはインドシナ難民受け入れの40年を振り返るシンポジウム「難民が開く日本社会」、11月17日には「設立40周年記念の集いーAAR×さぼうと21」として、元難民支援生による座談会とAAR・さぼうと21同窓会「みんな大集合」を開催した。また、40周年を記念した写真集「花々」、インタビュー集「日本発 国際NGOを創った人たちの記録」、活動記録「40年のあゆみ」を作成し、長年のご支援者をはじめ、企業やボランティアの皆さまなどに配付し、さらなる支援を訴えた。写真集は、ご支援くださる個人や企業の皆さまや、ご寄付やチャリティチョコレートのご購入者などに計2,734冊配付した。

事業実施体制

実績 国内職員55名、海外駐在員28名、合計83名（年度末時点）に加えて海外事務所の現地職員318名で36支援事業（海外29事業、国内7事業）を実施した。東京事務局ではこの1年の間に事務局次長を含む9名の職員が産前産後休暇・育児休業を取得する状況であったが、複数の職員をマネージャーに登用するとともに必要な職員を新たに採用するなどして安定的に事業を実施できるよう体制の整備を図った。また、2019年1月から導入したフレックスタイム制度が定着して職員の多様な働き方を支えるとともに、新型コロナウイルスに起因する休校などの状況に対応してテレワークを拡充するなど制度の柔軟な見直しをおこなった。海外事務所では、従来と同様にそれぞれの事務所に複数の駐在員を派遣することで過度の負担を避けるようにして健康維持に留意している。

東京事務局では、約350名のボランティアが会報の発送やイベント開催などの活動に積極的に参加し活動を支えた。

9月には海外駐事務所の代表者、佐賀事務所の職員、東京事務局職員が集まって、研修と会議を実施し、各事務所における実務的課題を振り返り、より質の高い支援が実施できるよう努めた。

継続して実施している東日本大震災被災者支援や新しく開始した台風15号、19号被災者支援などにおいて「社会福祉法人さぼうと21」と協働して活動を実施するなど、各分野の他団体と協力しながら国内および海外での活動を進めた。

2019年度主催イベント一覧

日付	イベント名	会場
2019年5月29日（水）	ロヒンギャ難民（ミャンマー避難民）支援報告会	聖心女子大学ブリット記念ホール（広尾）
2019年6月22日（土）	40周年記念総会	日本プレスセンタービル
2019年6月22日（土）	40周年記念の集い	日本プレスセンタービル
2019年6月22日（土）	40周年記念の懇親会	日本プレスセンタービル
2019年6月26日（水）	ザンビア・メヘバ報告会 「顧みられない“元”難民に寄り添う ー他人同士から仲間へ 再定住までの道のりー	JICA 東京（幡谷）
2019年7月23日（火）	シリア難民支援報告会	AAR6階 交流スペース
2019年7月24日（水）	第1回「ナッジ的SDGs実践セミナー」	薬樹株式会社 青山オフィス
2019年8月21日（水）	夏休み子どもイベント親子で学ぶSDGs ーきみの得意技で世界を変えようー	AAR6階 交流スペース
2019年8月27日（火）	13：00- 難民×スポーツ ーアフリカの難民キャンプの現場からー TICAD 7 公式サイドイベント1	パシフィコ横浜
2019年8月27日（火）	18：00- 成長へのバリアを取り除く ーアフリカ開発への地雷・不発弾の影響ー TICAD 7 公式サイドイベント2	パシフィコ横浜
2019年9月4日（水）	第2回「ナッジ的SDGs実践セミナー」	薬樹株式会社 青山オフィス
2019年9月18日（水）	「障がい者が就労できる社会を ミャンマー草の根技術協力事業完了報告会」	JICA 東京（幡谷）
2019年9月25日（水）	「プレス報告会 デヴィ夫人が語るロヒンギャ難民 （ミャンマー避難民）支援の現場	AAR6階 交流スペース
2019年11月9日（土）	シンポジウム「難民が開く日本社会 ーインドシナ難民の受入れから40年を経てー」	上智大学
2019年11月17日（日）	AAR・さばうと21 40周年記念の集い	日本青年館
2019年11月17日（日）	AAR・さばうと21 40周年記念懇親会	日本青年館
2019年12月7日（土）	障がい者と取り組む地域づくりシンポジウム	日比谷図書文化館
2020年2月5日（水）	AAR 支援企業担当者さま交流会	AAR6階 交流スペース

本年もご協力ありがとうございます

2019年度は、29,684件におよぶ個人・法人の皆さまよりご寄付・ご協力をいただきました。
計30万円以上のご寄付・ご協力、および物品のご寄贈をくださった団体・企業の皆さまをご紹介します。

助成金をいただいた組織・機関は30、32ページをご参照ください。

(敬称略、五十音順)

特定非営利活動法人アースエイドソサエティ
一般社団法人あおい福祉AI研究所
一般社団法人 アミチエ ソン フロンティエール
インターナショナル ジャポン
公益財団法人イオンワンパーセントクラブ
株式会社エヌエスアール
MHD モエ ヘネシー ディアジオ株式会社
株式会社オートボックスセブン
株式会社ガイア
NPO 越谷市タップダンスクラブ
三和パッキング工業株式会社
一般社団法人シェア基金
崇城大学
大和ハウス工業株式会社
谷・阿部特許事務所
デルタ航空会社
東京山王ロータリークラブ
東京シティ日本橋ロータリークラブ
東京日本橋西ロータリークラブ
東京日本橋東ロータリークラブ
東京日本橋ロータリークラブ
株式会社 虎屋

公益財団法人日本発達障害連盟
日本ロレックス株式会社
公益財団法人 野村生涯教育センター
生活協同組合パルシステム東京
日野工業高等学園
ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社
株式会社フレクシェ
公益財団法人 毎日新聞東京社会事業団
マネックス証券株式会社
大阪府立三国丘高等学校
株式会社ミリオンインターナショナル
学校法人武蔵野学園
株式会社モンベル
UBS証券株式会社
リコー社会貢献クラブ・FreeWill(株式会社リコー)
立教新座中学校・高等学校
有限会社レオン・インターナショナル
六花亭製菓株式会社
Grateful Crane Ensemble
International Medical Corps
Mercy Relief Limited

お詫び：例年、個人の皆さまにつきましても掲載のご承諾を頂戴した方はご紹介させていただいておりましたが、本年度は新型コロナウイルスの感染予防・拡大防止のため東京事務局職員の在宅勤務を導入した影響で、郵送でのお伺いに十分な時間を確保することが難しくなったために誠に恐縮ですが法人のみのご紹介とさせていただきます。個人の皆さまからも非常に多くのご支援をお寄せいただいております。改めて衷心より御礼申し上げます。

第2号議案 2019年度決算報告

資金収支計算書 自2019年4月1日 至2020年3月31日

収入の部

科 目	2019年度決算		2019年度予算	対比(決算-予算)
	金額(円)	構成比(%)	金額(円)	金額(円)
一般勘定				
会費				
正会員	847,000			
協力会員	2,835,000			
計	3,682,000	0.21%	4,500,000	-818,000
寄付				
寄付金	305,322,638			
計	305,322,638	17.81%	382,000,000	-76,677,362
補助金等(注1)				
国内資金				
民間資金				
特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(注2)	39,124,262	(台風15号・台風19号)		
その他民間資金 5件(注3)	9,294,306	(パキスタン①、カンボジア②、ミャンマー②、東日本大震災)		
民間資金 小計	48,418,568	2.82%	39,200,000	9,218,568
公的資金				
外務省日本NGO連携無償資金協力	309,582,020	(スーダン①、ケニア①、ザンビア①、ラオス①②、カンボジア①、ミャンマー③、パキスタン①、アフガニスタン①、タジキスタン①)		
特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(注2)	668,738,012	(トルコ①、シリア①②、ウガンダ①、バングラデシュ①)		
独立行政法人国際協力機構(JICA)	22,052,880	(ザンビア①、ミャンマー①)		
特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン(注2)	1,818,397	(アフガニスタン③)		
佐賀県	3,800,000	(ふるさと納税)		
公的資金 小計	1,005,991,309	58.67%	1,215,000,000	-209,008,691
国内資金 小計	1,054,409,877	61.49%	1,254,200,000	-199,790,123
海外資金				
国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)	76,895,039	(トルコ①、ウガンダ①)		
国際連合人間居住計画(UNHABITAT)	7,937,900	(ケニア②)		
米国国務省人口難民移住局(BPRM)	228,440,876	(トルコ①)		
国際連合食糧農業機関(FAO)	2,509,895	(トルコ①)		
海外助成団体 2件(注4)	2,424,344	(台風19号、調査研究)		
ドイツ国際協力公社	1,901,341	(ケニア②)		
海外資金 小計	320,109,395	18.67%	397,200,000	-77,090,605
計	1,374,519,272	80.16%	1,651,400,000	-276,880,728
その他収入				
受託収入	10,988,128			
受取利息	354,818			
雑収入	4,681,900			
その他の収入	2,490,419		1,400,000	
計	18,515,265	1.08%	1,400,000	17,115,265
一般勘定収入合計	1,702,039,175	99.26%	2,039,300,000	-337,260,825
収益勘定(注5)				
チャリティグッズ・イベント等売上	11,421,340	0.67%		
受託収入・著作権等	1,319,298	0.07%		
収益勘定収入合計	12,740,638	0.74%	24,600,000	-11,859,362
当期収入合計	(A) 1,714,779,813	100.00%	2,063,900,000	-349,120,187
前期繰越収支差額	354,870,684		354,870,684	
収入合計額	2,069,650,497		2,418,770,684	

※注記 本資金収支計算書は、特定非営利活動法人難民を助ける会が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間において行ったすべての活動の資金収支の結果について資金提供者に報告・開示するために作成するものであり、特定非営利活動法人難民を助ける会の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を表示することを目的とした財務諸表に相当するものではない。資金の範囲及び認識は、以下の通りである。
 (1) 資金の範囲として、流動資産は現預金・売掛金・立替金・前払金・未収金とし、流動負債は未払金・前受金・預り金とする。(2) 資金項目と資金項目以外の項目との間の取引を収支または支出として計上し、資金項目相互間の取引については、これを単なる資金項目間の取引として認識し、収入又は支出として計上しない。

支出の部

科 目	2019年度決算		2019年度予算	対比(決算-予算)
	金額(円)	構成比(%)	金額(円)	金額(円)
一般勘定				
支援事業				
海外プロジェクト(注6)	1,393,580,926	80.62%	1,759,400,000	-365,819,074
国内プロジェクト				
東日本大震災被災者支援	49,228,159	2.85%	71,400,000	-22,171,841
九州北部豪雨被災者支援(注7)	1,699,026	0.10%	1,800,000	-100,974
西日本豪雨被災者支援(緊急)	33,428,366	1.93%	52,700,000	-19,271,634
北海道地震被災者支援(緊急)	3,579,635	0.21%	2,300,000	1,279,635
台風15号被災者支援(緊急)	13,677,857	0.79%		13,677,857
台風19号被災者支援(緊急)	22,069,435	1.28%		22,069,435
計	1,517,263,404	87.78%	1,887,600,000	-370,336,596
提言・発信				
調査・研究(キラーロボット含む)	3,510,542	0.20%	11,000,000	-7,489,458
難民グローバルコンパクトの実践	361,737	0.01%	5,000,000	-4,638,263
障がい者支援	3,502,137	0.20%	6,100,000	-2,597,863
地雷廃絶キャンペーン	3,737,558	0.22%	5,800,000	-2,062,442
感染症	1,240,680	0.07%	4,600,000	-3,359,320
国際理解教育(佐賀事務所含む)	19,587,464	1.13%	22,100,000	-2,512,536
計	31,940,118	1.83%	54,600,000	-22,659,882
広報・ファンドレイジング				
広報・支援者対応	63,063,799	3.65%	54,000,000	9,063,799
渉外	11,524,298	0.67%	9,200,000	2,324,298
創立40周年記念事業	10,190,790	0.59%	7,500,000	2,690,790
計	84,778,887	4.91%	70,700,000	14,078,887
管理費(注8)				
人件費	45,936,791	2.66%	35,300,000	10,636,791
その他管理費	27,311,028	1.58%	42,400,000	-15,088,972
計	73,247,819	4.24%	77,700,000	-4,452,181
その他支出				
固定資産	1,272,126	0.07%	100,000	1,172,126
前期修正損	1,921,049	0.11%		1,921,049
為替評価損(注9)	6,235,794	0.36%		6,235,794
計	9,428,969	0.54%	100,000	9,328,969
一般勘定支出合計	1,716,659,197	99.30%	2,090,700,000	-374,040,803
収益勘定(注10)				
チャリティグッズ・イベント等仕入	5,493,324	0.32%		
販売管理費等	6,488,070	0.38%		
収益勘定支出合計	11,981,394	0.70%	23,000,000	-11,018,606
当期支出合計	(B) 1,728,640,591	100.00%	2,113,700,000	-385,059,409
次期繰越収支差額	341,009,906		305,070,684	
支出合計	2,069,650,497		2,418,770,684	
当期収支差額	(A-B) = (C)		-13,860,778	
前期繰越収支差額	(D)		354,870,684	
次期繰越収支差額	(C+D) = (E)	(注11)	341,009,906	

注1：申請書を提出して事業費の助成を受けたもの。その他の団体からのご寄付は、個人からのご寄付と合わせて「寄付金」に計上
 注2：ジャパン・プラットフォームおよびピースウィンズ・ジャパンからの補助金は、民間企業資金を財源とするものは民間資金、政府供与資金(外務省)を財源とするものは公的資金として計上
 注3：その他民間資金については、32頁の「その他民間資金明細(国内)」を参照
 注4：詳細は32頁の「海外助成団体明細」を参照

注5：詳細は32頁の「収益勘定収支明細」を参照
 注6：詳細は33頁の「海外プロジェクト費明細」を参照
 注7：2019年度発生の九州北部大雨を含む
 注8：詳細は33頁の「一般勘定管理費明細」を参照
 注9：取引によるものではなく外貨を円換算したことによる
 注10：詳細は32頁の「収益勘定収支明細」を参照
 注11：うち指定寄付分115,370,462円

附属明細書

収益勘定収支明細 自2019年4月1日 至2020年3月31日

収入の部

科 目	2019年度決算		2019年度予算	対比(決算-予算)
	金額(円)	構成比(%)	金額(円)	金額(円)
チャリティグッズ・イベント等売上				
コンサート・イベント			9,000,000	-9,000,000
チャリティ・グッズ	9,839,729		13,600,000	-3,760,271
受託収入(注12)	1,581,611		1,400,000	181,611
計	11,421,340	89.6%	24,000,000	-12,578,660
その他				
著作権等収入	1,319,271		600,000	719,271
雑収入	6		0	6
受取利息	21		0	21
計	1,319,298	10.4%	600,000	719,298
収入合計	(H) 12,740,638	100.0%	24,600,000	-11,859,362

支出の部

科 目	2019年度決算		2019年度予算	対比(決算-予算)
	金額(円)	構成比(%)	金額(円)	金額(円)
チャリティグッズ・イベント等仕入・費用				
コンサート・イベント			8,000,000	-8,000,000
チャリティ・グッズ	5,431,978		7,800,000	-2,368,022
受託支出	243,225		200,000	43,225
他勘定振替	-181,879		0	-181,879
計	5,493,324	45.8%	16,000,000	-10,506,676
販売管理費(注13)				
人件費	2,887,033		4,500,000	-1,612,967
販売費及び一般管理費等	2,311,437		2,000,000	311,437
計	5,198,470	43.4%	6,500,000	-1,301,530
法人税等支払額	1,289,600	10.8%	500,000	789,600
支出合計	(I) 11,981,394	100.0%	23,000,000	-11,018,606

当期経常収支差額 (H-I) = (J) 759,244

注12：外務省NGO相談費

注13：詳細は33頁の「収益勘定管理費明細」を参照

その他民間資金明細(国内)

団体名	金額(円)
TOTO 株式会社	3,440,000
公益財団法人住友財団	3,000,000
連合・愛のカンパ	1,200,000
フェリシモ基金	998,586
公益財団法人ウェスレー財団	655,720
計	9,294,306

海外助成団体明細

団体名	金額(円)
MERCY RELIEF LIMITED	1,507,748
MINES ACTION CANADA	916,596
計	2,424,344

海外プロジェクト費明細

内 訳	2019年度決算 金額 (円)	2019年度予算 金額 (円)	対比(決算-予算) 金額 (円)	
トルコ				
①シリア難民に対する複合支援	398,095,512	451,300,000	-53,204,488	(a)
計	398,095,512	451,300,000	-53,204,488	
シリア				
①食糧配付	156,100,960	198,600,000	-42,499,040	(b)
②地雷等リスク回避教育ならびに被害者支援	60,307,454	74,800,000	-14,492,546	
計	216,408,414	273,400,000	-56,991,586	
スーダン				
①地雷回避教育・地雷被害者支援	22,000,898	60,600,000	-38,599,102	(c)
②感染症(マイセトーマ) 対策	9,042,568	2,700,000	6,342,568	(d)
計	31,043,466	63,300,000	-32,256,534	
ケニア				
①カクマ難民キャンプにおける中等教育支援	53,221,836	63,500,000	-10,278,164	
②カロペイエ難民居住地における青少年育成・保護事業	14,688,921	35,900,000	-21,211,079	(e)
計	67,910,757	99,400,000	-31,489,243	
ウガンダ				
①難民居住地等における教育支援	147,348,397	114,700,000	32,648,397	(f)
②地雷被害者生計支援	442,016	500,000	-57,984	
③ウガンダ西部におけるコンゴ難民への教育支援	8,616,383	83,000,000	-74,383,617	(g)
計	156,406,796	198,200,000	-41,793,204	
ザンビア				
①元難民現地統合化支援	36,540,834	69,200,000	-32,659,166	(h)
計	36,540,834	69,200,000	-32,659,166	
ラオス				
①女性を主とする障がい者の小規模起業支援	35,500,826	41,800,000	-6,299,174	
②山岳地域における母子保健サービス強化	16,155,327	19,400,000	-3,244,673	
計	51,656,153	61,200,000	-9,543,847	
カンボジア				
①障がい児のためのインクルーシブ教育推進	30,106,938	35,800,000	-5,693,062	
②車いす普及支援	4,988,030	3,000,000	1,988,030	
計	35,094,968	38,800,000	-3,705,032	
ミャンマー				
①障がい者のための職業訓練校運営・就労支援	33,880,695	35,000,000	-1,119,305	
②子どもの未来(あした) プログラム(里親制度)	2,174,666	3,400,000	-1,225,334	
③地域に根ざしたりハビリテーション推進	39,948,946	41,800,000	-1,851,054	
④障がい者への経済的自立支援	167,463	8,400,000	-8,232,537	(i)
計	76,171,770	88,600,000	-12,428,230	
バングラデシュ				
①ミャンマー避難民緊急支援	148,306,140	185,000,000	-36,693,860	(j)
計	148,306,140	185,000,000	-36,693,860	
インド				
①女性支援	192,944	1,500,000	-1,307,056	
計	192,944	1,500,000	-1,307,056	
パキスタン				
①女子小学校の学習・衛生環境改善	45,837,286	17,900,000	27,937,286	(k)
②アフガン難民居住地の水環境整備	3,554,309	7,700,000	-4,145,691	
③障がい児の学習支援環境構築	930,954	34,600,000	-33,669,046	(l)
計	50,322,549	60,200,000	-9,877,451	
アフガニスタン				
①地域主体型の地雷回避および障がい児支援	64,111,152	92,500,000	-28,388,848	(m)
②地雷・不発弾除去活動	9,016,015	5,700,000	3,316,015	
③アフガニスタン市民社会の能力強化	1,105,829	900,000	205,829	
計	74,232,996	99,100,000	-24,867,004	
タジキスタン				
①障がい児のためのインクルーシブ教育推進	50,804,976	56,400,000	-5,595,024	
②障がい者のための生計支援	392,651	2,300,000	-1,907,349	
計	51,197,627	58,700,000	-7,502,373	
クロアチア				
①難民支援実施可能性調査	0	1,500,000	-1,500,000	
計	0	1,500,000	-1,500,000	
緊急支援				
①緊急支援	0	10,000,000	-10,000,000	
計	0	10,000,000	-10,000,000	
海外プロジェクト費合計	1,393,580,926	1,759,400,000	-365,819,074	

一般勘定管理費明細

内 訳	2019年度決算 金額 (円)
人件費	
給料手当	33,114,684
法定福利費・厚生費	7,167,107
退職給付費用	5,655,000
計	45,936,791
その他管理費	
家賃・管理費	14,621,312
通信費	1,201,262
水道光熱費	1,103,727
機器保守メンテナンス料	456,886
リース料	514,361
消耗品・備品	725,350
支払手数料	1,339,774
支払報酬料	3,335,747
印刷費(総会関連・コピー紙等)	1,253,341
賃借料(倉庫料)	1,061,364
駐在員会議費用	284,255
交通費ほか	1,413,649
計	27,311,028
一般勘定管理費合計	73,247,819

収益勘定管理費(販売管理費)明細

内 訳	2019年度決算 金額 (円)
販売費および一般管理費	
給与手当	2,558,039
法定福利費	328,994
家賃・管理費	1,595,256
機器保守メンテナンス料	50,767
水道光熱費	126,848
通信費	96,896
租税公課	278,103
リース料	57,151
その他	106,416
計	5,198,470
管理費合計 (一般勘定+収益勘定)	78,446,289

差異説明

- (a) 為替の影響で、日本円換算の支出が減少したため
- (b) 一部の活動に遅れが出て、次年度に実施することになったため
- (c) 治安の悪化に伴い、一部活動を取りやめたため
- (d) 治安の悪化に伴う事業の調整で、人件費等が増大したため
- (e) 事業開始が遅れたため
- (f) ニーズに基づき事業を拡大したため
- (g) 事業開始が遅れたため
- (h) 事業開始が遅れたため
- (i) 現地協力機関と調整して大半の活動を次年度に実施することとしたため
- (j) 計画より助成金収入が減少したため
- (k) 次期事業の開始が遅れ、事業の空白期間ができたため
- (l) 事業の開始が遅れたため
- (m) 為替の影響と事業の進捗の遅れのため

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

特定非営利活動法人 難民を助ける会
理事長 長（志郎）有紀枝 殿

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 落本幸宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長井裕大
業務執行社員



監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人難民を助ける会の2019年4月1日から2020年3月31日までの資金収支計算書及びその附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の資金収支計算書及びその附属明細書が、全ての重要な点において、注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「資金収支計算書等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－資金収支計算書作成の基礎

注記に記載されているとおり、資金収支計算書は、特定非営利活動法人難民を助ける会が2019年4月1日から2020年3月31日までの期間において行ったすべての活動の資金収支の結果について資金提供者に報告・開示するために注記に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

資金収支計算書等に対する理事者及び監事の責任の責任

理事者の責任は、注記に記載された会計の基準に準拠して資金収支計算書及びその附属明細書を作成することであり、また、資金収支計算書及びその附属明細書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受人可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない資金収支計算書及びその附属明細書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

資金収支計算書等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての資金収支計算書等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から資金収支計算書等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、資金収支計算書等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・資金収支計算書等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・資金収支計算書等の表示及び注記事項が、注記に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。
- ・監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 2020年3月31日現在

資産の部

	科 目	金 額 (円)
流動資産		
	現金預金	1,042,439,506
	売掛金	549,483
	未収金	15,629,179
	前払金	3,353,253
	貯蔵品	2,100,731
	棚卸資産	2,667,861
流動資産合計		1,066,740,013
有形固定資産 (注1)		
	車両	2,137,459
	備品	3,616,837
	建物	31,407,459
投資その他の資産		
	敷金	8,665,260
固定資産合計		45,827,015
資産合計		1,112,567,028

負債および正味財産の部

	科 目	金 額 (円)
負債		
流動負債		
	前受金 (注2)	631,458,975
	未払金	83,802,203
	預り金	5,700,337
	未払法人税等	70,000
流動負債合計		721,031,515
固定負債		
	退職給付引当金	7,525,000
固定負債合計		7,525,000
負債合計		728,556,515

一般正味財産

	前期繰越一般正味財産	298,764,822
	一般正味財産増減額	-17,750,882
一般正味財産合計		281,013,940

指定正味財産 (注3)

	前期繰越指定正味財産	104,054,653
	指定正味財産増減額	-1,058,080
指定正味財産合計		102,996,573

正味財産合計		384,010,513
負債および正味財産合計		1,112,567,028

注1：有形固定資産：コンピューター13台 (含 サーバー) ・車両3台 ・その他備品6台以外は、海外事務所保有資産

注2：当期中に受け入れた補助金等の未使用額

注3：東日本震災関連

財産目録 2020年3月31日現在

資産の部

科 目		金 額 (円)
流動資産		
現金預金		
	現金 (東京事務所)	623,228
	預金 (東京事務所普通預金・定期預金49口座)	625,495,263
	預金 (東京事務所郵便振替6口座)	212,347,794
	国内現預金 (佐賀事務所)	274,985
	海外現預金 (海外16事務所)	203,698,236
	計	1,042,439,506
売掛金		
	個人・法人 (物販)	549,483
	計	549,483
未収金		
	外務省 NGO 相談員費	111,864
	ナイロビ事務所送金未着	14,912,315
	受託収入	605,000
	計	15,629,179
前払金		
	職員等出張前渡金	88,303
	2020年度コンサート会場費	382,250
	海外事務所家賃保証金等	2,882,700
	計	3,353,253
貯蔵品		
	切手	561,731
	ふるさと納税返礼品	1,539,000
	計	2,100,731
棚卸資産		
	チャリティグッズ	2,667,861
	計	2,667,861
流動資産合計		1,066,740,013
有形固定資産 (注1)		
車両		
	乗用車9台	2,137,459
	計	2,137,459
備品		
	PCおよび周辺機器56台、発電機16台、無線機他30台	3,616,837
	計	3,616,837
建物		
	ケニアカクマ事務所 宿舍	31,407,459
	計	31,407,459
投資その他の資産		
敷金		
	ミズホビル	7,835,260
	仙台事務所	450,000
	相馬連絡所	50,000
	佐賀事務所	330,000
	計	8,665,260
固定資産合計		45,827,015
資産合計		1,112,567,028

注1：有形固定資産：コンピューター13台 (含 サーバー)・車両3台・その他備品6台以外は、海外事務所保有資産

負債および正味財産の部

	科 目	金 額 (円)
負債		
流動負債		
	前受金 (注2)	
	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム (2020年度事業費)	397,425,009
	外務省日本NGO連携無償資金協力 (2020年度事業費)	213,788,655
	ドイツ国際協力公社	2,236,946
	国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	18,008,365
	計	631,458,975
	未払金	
	社会保険料事業主負担分	2,008,592
	社会保険料事業主負担分 (海外駐在員)	968,083
	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム (事業費返還金)	51,456,420
	外務省日本NGO連携無償資金協力 (事業費返還金)	21,799,321
	国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	3,325,127
	消費税等	4,244,660
	計	83,802,203
	預り金	
	社会保険料	2,915,395
	源泉所得税	329,951
	住民税	484,400
	海外事務所源泉所得税等	1,970,591
	計	5,700,337
	未払法人税等	
	法人税・法人地方税	70,000
	計	70,000
流動負債合計		721,031,515
固定負債		
	退職給付引当金	7,525,000
固定負債合計	計	7,525,000
負債合計		728,556,515
一般正味財産		
	前期繰越一般正味財産	298,764,822
	一般正味財産増減額	-17,750,882
一般正味財産合計		281,013,940
指定正味財産 (注3)		
	前期繰越指定正味財産	104,054,653
	指定正味財産増減額	-1,058,080
指定正味財産合計		102,996,573
正味財産合計		384,010,513
負債および正味財産合計		1,112,567,028

注2：当期中に受け入れた補助金等の未使用額

注3：東日本震災関連

2019年度 活動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合 計
一般正味財産増減の部			
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	847,000		847,000
協力会員受取会費	2,835,000		2,835,000
2 受取寄付金			
受取寄付金	250,628,410	204,070	250,832,480
受取寄付金等振替額	58,752,308		58,752,308
資産受贈益	5,155,813		5,155,813
3 受取助成金等			
民間助成金	47,842,912		47,842,912
公的助成金	1,323,676,360		1,323,676,360
4 事業収益			
物品の販売		9,839,729	9,839,729
受託収益	10,988,128	1,581,611	12,569,739
その他の事業収益	2,385,319	1,319,271	3,704,590
5 その他収益			
受取利息	354,818	21	354,839
雑収入	4,681,900	6	4,681,906
経常収益計	1,708,147,968	12,944,708	1,721,092,676
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費(国内外職員)			
給料手当	297,197,616	2,588,039	299,785,655
退職給付費用	345,000		345,000
法定福利費	35,669,238	328,994	35,998,232
福利厚生費	2,276,240		2,276,240
人件費計	335,488,094	2,917,033	338,405,127
(2) その他経費			
海外人件費(海外現地雇用)	397,491,248		397,491,248
直接事業費(配付・機材・支援)	759,401,367		759,401,367
渡航費	56,295,671		56,295,671
旅費交通費	12,376,627	15,587	12,392,214
減価償却費	4,148,514		4,148,514
印刷製本費	13,351,102	705,681	14,056,783
宣伝広告費	3,352,592	40,450	3,393,042
通信運搬費	14,701,448	842,591	15,544,039
賃借料	7,080,998	1,595,256	8,676,254
支払報酬・手数料	21,071,728	68,978	21,140,706
売上原価		3,975,566	3,975,566
消耗品・備品費	3,238,673	78,495	3,317,168
その他費目	15,264,185	720,983	15,985,168
その他経費計	1,307,774,153	8,043,587	1,315,817,740
事業費計	1,643,262,247	10,960,620	1,654,222,867

2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	33,114,684		33,114,684
退職給付費用	4,195,000		4,195,000
法定福利費	7,167,107		7,167,107
福利厚生費	440,941		440,941
人件費計	44,917,732	0	44,917,732
(2) その他経費			
消耗品・備品費	725,350		725,350
水道光熱費	1,103,727		1,103,727
通信運搬費	1,201,262		1,201,262
賃借料	15,682,676		15,682,676
旅費交通費	650,515		650,515
支払報酬・手数料	4,675,521		4,675,521
減価償却費	174,736		174,736
諸会費	98,500		98,500
その他の費目	2,850,436		2,850,436
その他経費計	27,162,723	0	27,162,723
管理費計	72,080,455	0	72,080,455
3 その他の費用			
為替評価損	6,235,794		6,235,794
前期修正損	1,921,049		1,921,049
その他の費用計	8,156,843	0	8,156,843
経常費用計	1,723,499,545	10,960,620	1,734,460,165
当期経常増減額	-15,351,577	1,984,088	-13,367,489
III 経常外収益			
IV 経常外費用			
固定資産売却損	4,313,393		4,313,393
経常外費用計	4,313,393	0	4,313,393
経理区分振替額	1,914,088	-1,914,088	0
税引前当期正味財産増減額	-17,750,882	70,000	-17,680,882
法人税、住民税及び事業税		70,000	70,000
当期一般正味財産増減額	-17,750,882	0	-17,750,882
前期繰越一般正味財産額	298,764,822	0	298,764,822
次期繰越一般正味財産額	281,013,940	0	281,013,940
指定正味財産増減の部			
受取寄付金	54,694,228	0	54,694,228
受取補助金等	3,000,000	0	3,000,000
一般正味財産への振替額	-58,752,308	0	-58,752,308
当期指定正味財産増減額	-1,058,080	0	-1,058,080
前期繰越指定正味財産額	104,054,653	0	104,054,653
次期繰越指定正味財産額	102,996,573	0	102,996,573
正味財産期末残高	384,010,513	0	384,010,513

2019年度 計算書類の注記

2019年4月1日から2020年3月31日まで

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO 法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO 法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準は原価基準により、評価方法は最終仕入原価法によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は定額法によっています。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

従業員の将来の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務金額に基づき当期末において発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等は税込金額により処理しています。

2. 事業別損益の状況（指定正味財産を含む）

科 目	難民等や被災者等への 緊急援助および復旧・ 復興支援活動	難民等や被災者等の 就職、就学の支援活動	人権の擁護又は平和の 推進を図るための情報 収集ならびに啓発活動	難民等や被災者等の問題や 支援活動に関する情報、 資料の収集、調査研究	障がい者等への福祉サービスの 提供、福祉に配慮した災害に強靱 な社会を創る防災・減災活動
I 経常収益					
1 受取会費	10,000	0	0	0	0
2 受取寄附金	103,249,867	1,628,029	13,984,798	217,200	26,185,301
3 受取助成金等	1,079,956,487	134,346,198	4,455,720	916,596	154,844,271
4 事業収益	605,000	0	7,655,548	4,017,917	0
5 その他収益	222,587	3,132,532	66,000	0	959,755
経常収益計	1,184,043,941	139,106,759	26,162,066	5,151,713	181,989,327
II 経常費用					
(1) 人件費（国内外職員）					
給料手当	125,983,327	52,191,111	59,411,139	1,142,253	58,469,786
退職給付費用	215,000	105,000	0	0	25,000
法定福利費	14,651,382	5,751,793	8,086,135	156,021	7,023,907
福利厚生費	1,222,648	743,463	96,560	10,020	203,549
人件費計	142,072,357	58,791,367	67,593,834	1,308,294	65,722,242
(2) その他経費					
海外人件費 （海外現地雇用）	338,824,635	28,771,597	0	0	29,895,016
直接事業費	495,313,401	165,935,337	18,500	0	98,134,129
渡航・旅費交通費	35,411,291	12,824,688	4,975,350	1,379,532	14,081,437
賃借料	2,874,629	0	4,206,369	0	0
通信運搬費	1,170,557	201,914	12,730,870	22,242	575,865
減価償却費	1,369,562	2,158,247	559,470	0	61,235
支払報酬・手数料	12,003,476	1,199,718	6,939,360	647,432	281,742
印刷製本費	271,046	0	12,803,576	276,480	0
宣伝広告費	0	0	3,348,592	4,000	0
売上原価	0	0	0	0	0
消耗品・備品費	1,188,672	649,209	1,311,195	14,580	75,017
その他の費目	10,277,216	143,568	2,848,569	69,182	1,925,650
その他経費計	898,704,485	211,884,278	49,741,851	2,413,448	145,030,091
(3) その他の費用	2,407,957	904,787			47,437
経常費用計	1,043,184,799	271,580,432	117,335,685	3,721,742	210,799,770
当期経常増減額	140,859,142	-132,473,673	-91,173,619	1,429,971	-28,810,443

(単位：円)

科 目	物品、書籍の販売	業務受託事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益					
1 受取会費			10,000	3,672,000	3,682,000
2 受取寄附金	204,070		145,469,265	165,213,256	310,682,521
3 受取助成金等			1,374,519,272	0	1,374,519,272
4 事業収益	10,268,647	2,471,964	25,019,076	1,094,982	26,114,058
5 その他収益	27		4,380,901	655,844	5,036,745
経常収益計	10,472,744	2,471,964	1,549,398,514	170,636,082	1,720,034,596
II 経常費用					
(1) 人件費（国内外職員）					
給料手当	2,076,431	511,608	299,785,655	33,114,684	332,900,339
退職給付費用			345,000	4,195,000	4,540,000
法定福利費	263,195	65,799	35,998,232	7,167,107	43,165,339
福利厚生費			2,276,240	440,941	2,717,181
人件費計	2,339,626	577,407	338,405,127	44,917,732	383,322,859
(2) その他経費					
海外人件費 （海外現地雇用）			397,491,248	0	397,491,248
直接事業費			759,401,367	0	759,401,367
渡航・旅費交通費	15,587		68,687,885	650,515	69,338,400
賃借料	1,276,205	319,051	8,676,254	15,682,676	24,358,930
通信運搬費	673,293	169,298	15,544,039	1,201,262	16,745,301
減価償却費			4,148,514	174,736	4,323,250
支払報酬・手数料	68,978		21,140,706	4,675,521	25,816,227
印刷製本費	405,681	300,000	14,056,783	0	14,056,783
宣伝広告費	40,450		3,393,042	0	3,393,042
売上原価	3,975,566		3,975,566	0	3,975,566
消耗品・備品費	78,495		3,317,168	725,350	4,042,518
その他の費目	454,295	266,688	15,985,168	4,052,663	20,037,831
その他経費計	6,988,550	1,055,037	1,315,817,740	27,162,723	1,342,980,463
(3) その他の費用			3,360,181	4,796,662	8,156,843
経常費用計	9,328,176	1,632,444	1,657,583,048	76,877,117	1,734,460,165
当期経常増減額	1,144,568	839,520	-108,184,534	93,758,965	-14,425,569

当期経常増減額内訳

一般正味財産経常増減額 -13,367,489

指定正味財産増減額 -1,058,080

3. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は384,010,513円ですが、そのうち115,870,462円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は268,140,051円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
難民等へ緊急・支援事業 寄付金・助成金	145,155,376	93,917,936	123,202,850	115,870,462	翌期に使用予定の難民等 への緊急・支援事業活動 資金（主に東日本震災関連 事業費） 補助金の総額 2,079,559,115円のうち 活動計算書に計上した額は 1,374,519,272円で差額 705,039,843円は未払金 前受金に含めて計上してあ ります
難民等への緊急支援・ 国際協力活動支援補助金	0	1,374,519,272	1,374,519,272	0	
合計	145,155,376	1,468,437,208	1,497,722,122	115,870,462	

4. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
車両	27,750,154	0	8,278,973	19,471,181	17,333,722	2,137,459
備品	18,809,095	1,701,954	2,097,817	18,413,232	14,796,395	3,616,837
建物	38,151,431	0	0	38,151,431	6,743,972	31,407,459
投資その他の資産						
敷金	8,675,260	0	10,000	8,665,260	0	8,665,260
合計	93,385,940	1,701,954	10,386,790	84,701,104	38,874,089	45,827,015

5. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取会費	3,682,000	47,000
受取寄付金	310,682,521	889,671
事業収益	26,114,058	38,389
活動計算書計	340,478,579	975,060
(貸借対照表)	該当なし	該当なし
貸借対照表計		

6. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・事業費と管理費の按分方法
各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当、退職給付費用、福利厚生費及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。
- ・「事業別損益の状況」の経常収益欄で使途等が制約されてない会費・寄付金等は管理費の科目に含めています。
- ・その他の事業に係る資産の状況
その他の事業に係る資産の残高は棚卸資産が2,667,861円です。

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

特定非営利活動法人 難民を助ける会
理事長 長（志郎） 有紀枝 殿

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

藤本 幸宏

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長井 裕太

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人難民を助ける会の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、活動計算書及び計算書類に対する注記並びに財産目録について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類及び財産目録が、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－計算書類及び財産目録作成の基礎

計算書類に対する注記に記載のとおり、計算書類及び財産目録は、所管官庁に提出するために、「NPO法人会計基準」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して計算書類及び財産目録を作成し適正に表示することにある。また、計算書類及び財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。
- ・監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事の監査報告書

2020年5月28日

特定非営利活動法人 難民を助ける会
理事長 長 有紀枝 殿

監事 山口 明彦 
山口 明彦 印

監事 菅沼 真理子 
菅沼 真理子

私たち監事は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人難民を助ける会の2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の業務及び会計について監査を実施しました。その結果につき、次のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

私たち監事は、理事の業務執行の状況に関する監査(業務監査)に当たっては、理事会に出席し必要と認める場合には質問を行い回答を得ました。また、経営の状況及び財産の状況に関する監査(会計監査)に当たっては、法人の経理責任者及び会計監査人から報告・説明を受け、さらに帳簿や証拠書類の閲覧・照合・質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

2. 監査の結果

2. 1 業務監査の結果

法人の業務については、法令・定款及び法人の年度計画・事業計画等に基づき、適正に執行されていると認めます。

2. 2 会計監査の結果

- (1) 事業報告書等は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上

2020年度は、国内外16カ国で34事業を実施する予定である。

世界的に感染が拡大している新型コロナウイルスは、日本を含む、AARの多くの事業地において甚大な影響を及ぼしている。そのため、各事業地において感染拡大を防ぐべく、正しい情報提供や衛生啓発、衛生物資の配付などを実施する。

そのほか海外では、シリア国内およびトルコにおけるシリア難民・避難民への支援と、ロヒンギャ難民（ミャンマー避難民）に対するバングラデシュでの支援などに引き続き注力する。また、ウガンダでは、地雷・不発弾被害者の生計向上支援および南スーダン難民を対象とした教育支援を継続するとともに、コンゴ民主共和国難民への教育支援を新たに開始する。

また、カンボジアやタジキスタン、アフガニスタンで取り組んでいる、障がいのある子も無い子もともに学ぶインクルーシブ教育支援を継続して実施するとともに、ミャンマーにおいても、障がい児の教育支援を新たに実施する。

日本国内では、東日本大地震被災者支援や台風被災者支援を中心に引き続き活動を実施する。

東日本大震災被災者支援は、福島県を中心に、岩手県、宮城県などで、避難者や子どもたち、障がい者、高齢者を対象とした支援を継続する。また、2019年に発生した台風の被災者の支援も引き続き行う。さらに、佐賀事務所においては、地元市民団体の防災・減災能力の向上を図っていく。

広報戦略として、ホームページの刷新とともにそのほかの広報媒体の併用にも力を入れ、支援事業部など他部署と連携をしながら効果的な発信を行う。

また、これまでの40年間の活動を踏まえて、支援の一層の充実を図るために、面談制度や研修制度の改革を通じた人材育成や、事業の案件形成・終了時の評価制度の改善に注力する。

政治、思想、宗教に偏らない立場で、当会をご支援くださる皆さまの信頼に応えられるよう、活動を継続いたします。活動にあたっては質の高い支援を実施できるよう、安全に配慮しながら、役職員、ボランティア一丸となって力を尽くしてまいります。

～2020年度の活動予定地～



緊急支援(新型コロナウイルス感染症対策)

2020年度予算：30,000,000円

実施地	日本、トルコ、バングラデシュ、パキスタン、アフガニスタン、ウガンダ、ミャンマー、イタリアなど
目的	新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大を予防する
概要	2020年1月下旬から中国において感染が拡大した新型コロナウイルスは、3月に入ってから世界的に流行し、日本を含み、AARの多くの事業地において甚大な影響を及ぼしている。そのため、各事業地において、感染拡大を防ぐべく、正しい情報提供や衛生啓発、衛生物資の配付などを実施する。日本においては、障がい者世帯や障がい福祉事業所を対象に、障がい団体を通じてマスクや消毒用アルコールなどの衛生用品および医療用品を配付する。加えて、障がい団体のテレワーク環境を整備することで、障がい者を支える活動体制を強化していく予定である。 海外ではこれまで、トルコにおいて電話相談の窓口を設け、心配ごとの聞き取りや感染予防の情報提供を行ってきた。今後は、さらなる情報提供のための専用のウェブサイトを開設する。バングラデシュでも、感染予防のための衛生啓発活動と情報提供を行っている。キャンプの住民が連絡をとる先として、政府の電話相談窓口の電話番号なども啓発活動の教材に記載している。パキスタンやアフガニスタンでは、学校の子どもたちや地域住民に石けんなどの衛生物資を配付する。被害が深刻なイタリアなどにおいても、衛生用品の配付や手洗い指導をはじめとする衛生啓発活動の実施に向け、調査をすすめている。 AARは、脆弱な社会基盤の上で生活する難民の人々などに感染が拡大しないよう、各国で活動を展開する予定。
受益者	約73,000人(日本の障がい者や障がい関連団体・福祉施設の職員約2,500人、パキスタン・ハリプール郡の障がい児家庭約60世帯約360人、アフガニスタン・パルワン州などのモスクやクリニック利用者のべ約7万人) ※なお、トルコやバングラデシュでの受益者数は、各事務所の事業の受益者数に含まれている

トルコ共和国

2020年度予算：483,500,000円

2019年度決算：398,095,512円

1 シリア難民に対する複合的支援

実施地	トルコ共和国 シャンルウルファ県、マルディン県、イスタンブール市、ガジアンテプ県、カフラマンマラシュ県
目的	難民が適切に保護される環境を整備する
概要	1) サービスの利用の向上 トルコでは、一時的保護制度による難民への公的サービス(医療、公教育など)の提供が継続されている。都市部ではサービスの質・量は向上し、その情報や利用方法はある程度難民に周知されている一方、村落部では情報が十分に行き届いていない。2020年度は村落部に重点を移し、サービスに関する情報提供と、サービスを利用できるよう通訳などの支援を提供し、利用可能な公的サービスがない場合は、当会が直接理学療法やカウンセリングなどの支援を行う。 2) コミュニティの回復力の強化 サービス利用の向上とともに、それらに依存することなく難民自らが主体となって課題を解決することの重要性も高まっている。家族が離散し、もともとの地域社会から引き離された難民は、互助的なコミュニティを失った状態で避難生活を送っている。当会はこれまで、障がい当事者やその家族、子どもやその保護者が自助組織を作り、その活動を支援してきた。2020年度はこれらの活動の継続に加え、地元住民も活動に巻き込み、地域社会とも連結したコミュニティ形成を目指す。 3) 難民と地域社会の相互理解の促進 難民の避難生活が長期化する中、トルコの世論は難民の受け入れに対し消極的なものへと変化しており、難民に対する不公平な扱いや難民とトルコ人の間の諍いが発生している。こうした状況を改善するには、難民とトルコ人の間の相互理解を促進する必要がある。コミュニティセンターは従来、難民間のネットワーク構築のための活動を提供してきたが、2020年度は難民と地元のトルコ人との間の相互理解促進およびネットワーク構築のための活動を行う。
受益者	サービスの利用の向上：2,400人 コミュニティの回復力の強化：12,850人 難民と地域社会の相互理解の促進：5,000人

シリア・アラブ共和国

2020年度予算：90,800,000円
2019年度決算：216,408,414円

1 食糧配付

実施地 シリア・アラブ共和国 北西部
目的 食糧の緊急配付を通して、国内避難民（IDP）の喫緊の食糧ニーズを充足する
概要 突発的に流入するIDPを対象に食糧を配付する。
受益者 IDP 14,185人（約2,837世帯）

2 リスク回避教育支援

実施地 シリア・アラブ共和国 北西部
目的 リスク回避教育を通して、地雷や爆発性戦争残存物などの爆発物や空爆による被害リスクの軽減に寄与する
概要 IDPおよび地域住民を対象に、地雷や不発弾などの爆発物による事故や空爆の被害に遭う危険から身を守るためのリスク回避教育を実施する。
受益者 国内避難民および地域住民 11,520人

3 地雷などの被害者支援

実施地 シリア・アラブ共和国 南西部
目的 地雷などの被害者を含む障がい者の生活の質の改善に寄与する
概要 補助具の提供を通して、地雷などの被害者を含む障がい者の生活の質の改善に寄与する
受益者 地雷などの被害者を含む障がい者 約200人

スーダン共和国

2020年度予算：7,100,000円
2019年度決算：31,043,466円

1 感染症（マイセトーマ菌腫：注）対策

実施地 スーダン共和国 センナール州またはその周辺の州
目的 マイセトーマが蔓延するセンナール州またはその周辺州において、より多くのマイセトーマ患者が医療機関で治療を受けるようになる
概要 マイセトーマ患者や住民に啓発活動を実施し、マイセトーマやマイセトーマの重症化予防に関する住民の知識の定着を図る。マイセトーマ患者へ早期に診療および手術を提供することで、マイセトーマの重症化を防ぐ。
受益者 直接受益者：マイセトーマ患者、家族、地域の住民約1,000人
間接受益者：直接受益者の家族約5,000人

注：マイセトーマ菌種とは、特定の細菌や真菌が傷口を経由して体内に入り、皮下組織を徐々に破壊していく感染症

ケニア共和国

2020年度予算：78,300,000円

2019年度決算：67,910,757円

1 カロベイエ地域およびカクマ難民キャンプにおける中等教育支援

実施地 ケニア共和国 カロベイエ地域、カクマ難民キャンプ

目的 カロベイエ地域およびカクマ難民キャンプにおいて、中等教育校の教育環境の改善と、青少年の問題解決能力、保護機能の強化を通して、中等教育における就学率および定着率の向上に寄与し、将来母国の国づくりを担う人材の育成に貢献する

概要 カロベイエ地域において、中等寄宿舎校1校の男子生徒宿舍1棟を増設し、ベッド、マットレスなどの寝具を提供する。また教員、保護者、生徒から成る学校施設維持管理チームの能力強化を行う。教員向けに、難民の青少年が、生活の中で直面する心理的ストレスやさまざまな困難に対し前向きに対処する術（ライフスキル）を身に付けられるよう、ライフスキル指導者研修を実施し、生徒の問題解決能力の向上を図る。加えてカウンセリング棟の建設、カウンセラーの派遣、教員へのカウンセリング研修を行い、生徒が安心して悩みを相談できる環境を整える。さらに、カロベイエ地域およびカクマ難民キャンプの中等教育校にて、キャリアセミナーの実施や教員へのキャリアガイダンス研修を通し、生徒が卒業後の進路をより明確にイメージできるような機会を提供する。カロベイエ難民居住区にあるコミュニティセンターに、教育・生活相談のための管理棟を設置し、教育相談員の派遣、コミュニティワーカーの育成を行うことで、不就学者が就学・復学できるよう支援する。

受益者 直接受益者：カロベイエ地域、カクマ難民キャンプおよび女子寄宿舎中等校の生徒14,409人、教員、保護者、コミュニティワーカーおよび生活・教育相談を受けた不就学者127人
間接受益者：生徒の家族73,045人、カロベイエ地域の不就学者4,453人

2 カロベイエ地域およびカクマ地域における青少年育成・保護事業

実施地 ケニア共和国 カロベイエ地域、カクマ地域

目的 カロベイエ地域およびカクマ地域の難民と受け入れ地域の青少年の生計向上に貢献するとともに、彼らが健全に成長できる環境を整える

概要 カロベイエ難民居住区にて建設したコミュニティセンターにて、地域住民向けのICT（情報通信技術）研修の実施、図書室・多目的室、カフェテリアなどの運営を通し、難民と受け入れ地域の住民の相互理解を促進するとともに、青少年の生計向上の機会を提供する。また、カロベイエ地域およびカクマ地域において、スポーツを通したライフスキル教育を実施する。教員およびスポーツ指導員へのライフスキル教育指導者研修や、地域の若者へライフスキルの普及活動を行う青少年を育成するための研修を実施する。これらの活動を通して、性暴力など青少年が抱えるさまざまな脅威に関する知識や、子どもの保護の重要性に対する地域住民の理解の向上を促し、地域における青少年の保護機能の強化を図る。

受益者 カロベイエ難民居住地および受け入れ地域の住民約40,000人、青少年420人

ウガンダ共和国

2020年度予算：133,400,000円
2019年度決算：156,406,796円

1 難民居住地などにおける教育支援

実施地	ウガンダ共和国アルア県インヴェビ難民居住地、オボンギ県パロリーニャ難民居住地
目的	難民居住地に暮らす南スーダン難民および受け入れ地域の子どもの教育環境を改善する
概要	クラブ活動や障がいスポーツイベントを通して、南スーダン難民および受け入れ地域の生徒の健全な心身の育成および多様な文化的背景をもつ生徒の相互理解促進を図る。また、保護者や地域住民向けに、インクルーシブ教育に関する研修を開催し、障がいのある生徒を含むすべての生徒が安心して学習できる教育環境を整える。
受益者	南スーダン難民および受け入れ地域の住民859人

2 地雷被害者生計支援

実施地	ウガンダ共和国 北部および西部
目的	ウガンダの地雷・不発弾被害者の自立を促進する
概要	地雷・不発弾被害者25人を対象に、自らの権利や利用可能なサービスについて理解を促すためのワークショップを開催する。また、地雷・不発弾被害者当事者団体のリーダー5人を対象にリーダーシップ能力強化ワークショップを実施し、リーダーが地域の地雷・不発弾被害者や障がい者に対し生計支援や社会的・心理的支援をできるようになることを目指す。
受益者	地雷・不発弾被害者25人

3 ウガンダ西部におけるコンゴ民主共和国難民への教育支援 新

実施地	ウガンダ共和国 チクベ県チャングワリ難民居住地
目的	ウガンダに避難したコンゴ民主共和国難民および受け入れ地域の子どもの教育環境を改善する
概要	ウガンダ西部のチクベ県チャングワリ難民居住地および受け入れ地域において、教室や教員用宿舎の建設、学用品の配付、教員や保護者へ学校運営研修を行うことにより、コンゴ民主共和国難民および受け入れ地域の子どもの学習環境を整える。
受益者	コンゴ民主共和国難民および受け入れ地域の児童21,248人 教員75人 受け入れ地域の住民約1,600人

ザンビア共和国

2020年度予算：65,100,000円
2019年度決算：36,540,834円

1 元難民現地統合化支援

実施地	ザンビア共和国北西部州カルンビラ郡メヘバ元難民再定住地
目的	メヘバ元難民再定住地において、住民の生計活動を支援する
概要	メヘバ元難民再定住地において、11の自助グループを対象に、農業生産性を向上させるために必要な環境の整備、農作物の加工・保存技術に関する能力強化、市場へのアクセスを拡大するための支援などを行い、住民の生計向上を促進する。
受益者	対象地域の元難民およびザンビア人、計約300世帯

東南アジア

ラオス人民民主共和国

2020年度予算：41,500,000円
2019年度決算：51,656,153円

1 女性を主とする障がい者の小規模起業支援

実施地	ラオス人民民主共和国 ウドムサイ県、サブリー県
目的	対象地域における女性を主とする障がい者の収入を向上させる
概要	女性を主とする障がい者を対象に、ナマズ・カエルの養殖やキノコ栽培技術の研修を通じた小規模起業を支援し、自立を促進する。また、障がい啓発ワークショップやイベントを通じて、地方行政や地域住民の障がいに関する理解を促進する。ラオスの障がい当事者団体と協働して事業を実施することで、障がい当事者団体が地域社会の中で障がい者のネットワークを構築し、障がい者の自立支援を率先して展開できる体制を築く。
受益者	直接受益者：対象地域の女性を主とした障がい者160人とその介助者約160人、対象地域の行政職員および住民約100人、障がい当事者団体のウドムサイ県およびサブリー県支部職員4人 間接受益者：障がい者の家族約1,000人、障がい当事者団体の他県支部を含む職員20人

カンボジア王国

2020年度予算：34,400,000円

2019年度決算：35,094,968円

1 障がい児のためのインクルーシブ教育普及

実施地	カンボジア王国 全土
目的	モデル地域にて構築された障がい児の教育支援体制が、参考事例としてクサイ・カンダール郡内の他集合村に普及するとともに、策定されたインクルーシブ教育（以下、IE：Inclusive Education）評価ツールが実用化される
概要	クサイ・カンダール郡において、学校と地域住民による障がい児の就学促進体制を構築するとともに、国内におけるIE推進に向けた仕組みを整える
受益者	直接受益者：約3,170人（国内全州の教育局職員50人、集合村障がい者支援委員会中心メンバー54人、郡障がい者支援委員会メンバー10人、特別支援担当教員研修の受講者9人、特別支援学級に通う障がい児22人、リソースセンター利用者約3,000人、クサイ・カンダール郡内のIE担当教員24人） 間接受益者：約20,090人（集合村障がい者支援委員会メンバー（中心メンバーを除く）約180人、障がい児を含む郡内の全40小学校の就学児童約19,800人、特別支援学級児童および家庭訪問などの支援を受ける障がい児の家族約110人）

2 現地協力団体の能力強化を通じた障がい者の社会参加支援

実施地	カンボジア王国 プノンペン特別市
目的	カンボジアの現地NGOである車いす工房「AAR, WCD」の事業運営能力および資金獲得能力が向上し、安定した運営が可能になる
概要	補装具製造費や運営の一部を支援する。また、工房の持続的な運営が可能となるよう、事業運営能力の向上や運営資金確保に向けた活動を支援する。
受益者	直接受益者：「AAR, WCD」の職員8人、無償提供の車いすを受け取る障がい者24人 間接受益者：「AAR, WCD」の補装具を利用する障がい者500人

ミャンマー連邦共和国

2020年度予算：102,100,000円

2019年度決算：76,171,770円

1 障がい者のための職業訓練校の運営および障がい者の就労支援体制強化

実施地	ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市内
目的	障がい者のための職業訓練校における、障がい者のための自立発展的な就労支援体制が強化される
概要	職業訓練校の洋裁、理容美容、PCコースなどの活動を継続し、経済発展に伴う就労形態の変化に合わせた持続的な就労支援体制を強化する。企業による障がい者雇用の拡大を目指し、啓発活動および就労後のフォローアップを継続する。有識者会議への参加を通じた障がい者雇用の政策作りに携わり、また現地の文化に合わせたユニバーサルファッションの制作を開始する。
受益者	直接受益者：職業訓練校の訓練生および卒業生約200人、社会福祉局職業訓練校の職員3人、ユニバーサルファッション制作研修に参加する障がい者10人 間接受益者：障がい者の家族約2,000人、企業担当者・障がい者支援団体・障がい当事者など100人、ミャンマー国内の企業約20社、関連障がい者団体および会員・生徒約18,000人、ユニバーサルファッションショー参加者100人

2 子どもの未来^{あした}プログラム（里親制度）

実施地	ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市内
目的	知的および身体障がい児の身体機能および心理状態の改善を目指す
概要	障がい児を対象に、家庭訪問を通じて、一人ひとりの状況に合わせたリハビリや教育支援を行う。また現地NGOの障がい児施設への支援を継続する。
受益者	直接受益者：障がい児（里子）33人、「子どもの家」職員27人、「子どもの家」を利用する障がい児230人 間接受益者：障がい児（里子）の家族165人、「子どもの家」を利用する障がい児の家族約1,150人

3 ミャンマーにおける障がい児へのデイケアを通じた教育強化事業 **新**

実施地	ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市内
目的	障がい児デイケアセンターを中心とした、就学が困難な障がい児への教育支援体制が強化される
概要	障がい児デイケアセンターの施設修繕および教育カリキュラムの改善を行う。加えて、近隣住民への障がい啓発研修を実施する。
受益者	直接受益者：障がい児デイケアセンターを利用する障がい児約230人（内、近隣の学校に通う障がい児3名）、研修を受講する障がい児の保護者100人、障がい児デイケアセンター職員31人、デイケアセンターに通う障がい児が通学する近隣の小学校の生徒30人とその保護者30人、およびその教員8人 間接受益者：障がい児デイケアセンターを利用する障がい児の保護者1,050名（研修を受ける保護者以外）

4 地域に根差したリハビリテーション推進

実施地	ミャンマー連邦共和国 カレン州ラインブエ地区、チャインセチ地区
目的	障がい者とその家族が日常生活で直面する諸課題を地域住民とともに解決できる「地域に根差したリハビリテーション（CBR）」の実践モデルが構築され、地域に根差した団体により、同モデルが推進される体制が整備される
概要	CBR委員会およびコミュニティボランティアによってCBRが推進されるための体制を強化するとともに、ボランティアやヘルスワーカーに対する実践研修、公共施設のバリアフリー化工事、自助団体への組織強化研修などを実施する。また、CBRガイドラインの作成や地域に根差した団体（CBO）を対象とした研修などを実施し、本活動の実践モデルの他の地区への展開を促す。
受益者	直接受益者：障がい者600人 間接受益者：障がい者の家族2,400人、地域住民24,000人

5 障がいインクルーシブな基礎教育支援事業 **新**

実施地	ミャンマー連邦共和国 カレン州チャインセチ地区、パアン地区
目的	障がい児を含むすべての子どもたちが基礎教育を受ける体制が強化される
概要	学校のバリアフリー化工事や障がいの有無に関わらず利用できる図書・学習スペースの整備により障がい児を含むすべての子どもたちが教育を受けられるようにするとともに、基礎教育活動を支える自助団体や学生ボランティアへの組織強化研修などを実施する。また、啓発活動を通じ、地域住民へ、障がいの有無に関わらずすべての子どもたちが教育を受けることができる教育への理解を促進する。
受益者	直接受益者：障がい児および不就学児200人 間接受益者：障がい児および不就学児の家族800人、地域住民30,000人

6 紛争影響地域および都市近郊部における障がい者への経済的自立支援事業 **新**

実施地	ミャンマー連邦共和国 カレン州パアン地区、ラインブエ地区、ミャワディ地区、コーカレー地区
目的	障がい者が金融サービスと生計活動に参加できる環境が整備され、収入源が多様化するとともに生活技能が向上する
概要	対象地域において、障がい者が生計活動に必要な能力を身に付け、金融サービスを受けられるようになるよう、障がい者に対する生計活動支援や日常生活技能研修、職業訓練サービスの紹介などを行う。また、地域住民や政府職員、民間企業職員への障がい啓発活動を開催し、障がいに対する正しい理解や障がい者の雇用を促す。本事業はBangladesh Rural Advancement Committee (BRAC) Myanmar のパートナー団体として実施する。
受益者	直接受益者：障がい者1,000人 間接受益者：障がい者の家族4,000人

バングラデシュ人民共和国

2020年度予算：95,200,000円
2019年度決算：148,306,140円

1 ロヒンギャ難民（ミャンマー避難民）緊急支援

実施地	バングラデシュ人民共和国 チッタゴン管 区コックスバザール県テクナフ郡に所在す る避難民キャンプおよびホストコミュニティ
目的	避難民キャンプにおいて、女性・子ども を中心とした保護環境を改善するとと もに、ホストコミュニティにおいて持続 可能な水・衛生環境の向上を目指す
概要	2020年3月現在、避難民が帰還できる 環境が整っておらず、避難民の将来の先 行きは不透明な状況である。そのよう な状況の中、キャンプ内における性暴力 や人身売買などの保護リスクは増大し、 また、避難が長期化するにつれ、支援の 不均衡などが原因でホストコミュニティ との間で緊張が高まっている。 こうした状況を改善するため、避難民 キャンプにおいては、脆弱な立場にある 避難民の女性と子どもが保護に関する リスクに対応できるよう建設したウーマ ン・フレンドリー・スペース（WFS）お よびチャイルド・フレンドリー・スペー ス（CFS）を引き続き運営するとともに、 世帯訪問を通してキャンプ内の支援内 容などの情報提供を行い、必要に応じ カウンセリングや医療費などの提供と いった個別支援を行う。 ホストコミュニティにおいては、井戸や トイレの維持管理を行うとともに、新た に学校4校のトイレを修理する。また、 同校において、手洗いの励行や月経衛 生の知識などの衛生啓発活動を行い、 基本的な衛生知識の普及を図る。
受益者	CFS登録者：200人 WFS登録者：400人 個別支援対象者：50人 避難民：9,847人 ホストコミュニティ385世帯（1,925人） 生徒約3,053人

インド

2020年度予算：1,900,000円
2019年度決算：192,944円

1 女性支援

実施地	インド ジャンム・カシミール連邦直轄領
目的	厳しい情勢下にあるカシミールにおいて、 社会的・経済的に困窮している女性が、 独自に収入を得られるようにする
概要	ジャンム・カシミールの法的な位置づけ が2019年10月31日に州から連邦直轄 領へと変更されたことに伴い、事業その ものの実施可能性を含めて、現地関係者 とも協議しつつ慎重に検討する。目途が 立てば、2019年度に検討した製品の製 作および日本側関係者による評価を行う。
受益者	ジャンム・カシミール連邦直轄領在住の 貧困層に属する女性20人

パキスタン・イスラム共和国

2020年度予算：52,800,000円

2019年度決算：50,322,549円

1 女子小学校の学習・衛生環境改善

実施地	パキスタン・イスラム共和国 ハイバル・パフトゥンハー州 ハリプール郡
目的	ハリプール郡において、女子小学校およびアフガニスタン難民居住地内小学校の衛生環境の改善を通じ、児童の就学率・出席率の向上、中退率の低下に寄与する
概要	女子小学校2校およびアフガニスタン難民居住地内小学校7校において、水源やトイレ、手洗い場などの衛生施設を整備する。教師や保護者に対する研修を実施し、児童への衛生教育を行えるようにする。整備した施設が適切に維持されるよう、各校の維持管理体制を構築する。
受益者	合計受益者：約15,480人 ・パキスタン公立小学校 直接受益者：事業対象校2校の児童710人、教師9人 間接受益者：上記児童の家族約1,770人 ・アフガニスタン難民居住地内小学校 直接受益者：事業対象7校の児童2,218人、教師36人、保護者会メンバー8人 間接受益者：上記児童の家族約11,090人

2 障がい児の学習支援環境構築

実施地	パキスタン・イスラム共和国 ハイバル・パフトゥンハー州 ハリプール郡
目的	ハリプール郡において、インクルーシブ教育 (IE) の取り組みを普及させ、より多くの障がい児が教育を受け、自らの可能性を伸ばし、社会参加の機会を得られるようにする
概要	郡中心部の小学校2校および周辺コミュニティにおいて、障がい児の就学支援や、障がい児が教育を受ける権利や重要性に関する研修、啓発キャンペーンを実施する。また、2校をバリアフリー環境とし、同時に支援学級に使う教室の整備などを行う。
受益者	合計受益者数：約6,170人 直接受益者：事業対象校2校の児童893人（障がい児7人含む）、教師23人、同2校の学校区内に住む障がい児約100人とその家族約500人 間接受益者：2校在籍児童の家族4,460人、地域住民約200人

アフガニスタン・イスラム共和国

2020年度予算：90,500,000円

2019年度決算：74,232,996円

1 インクルーシブ教育 (IE) 推進

実施地	アフガニスタン・イスラム共和国 カブール州、パルワーン州
目的	パルワーン州のバグラム郡とジャブルサラジ郡の公立学校において、インクルーシブ教育 (以下IE) が推進されることにより、より多くの子どもたちの教育を受ける権利が保障される。
概要	本事業では、バグラム郡とジャブルサラジ郡より4つの支援対象校を選定し、就学年齢の障がい児が基礎教育を受けられる「IE(排除されない教育) モデル学校」として、障がい児が必要な支援を受けながら学べる学習環境を確立することを目指す。 具体的には、IE推進に必要な教育環境の整備と、障がい児への支援システムの構築に向けて活動する。まず、対象校の教員によって構成される「校内IE推進委員会」を立ち上げ、障がい児の就学促進、各校学区内に居住する就学年齢の障がい児の特定、通学支援、学校内のバリアフリー施設の整備、学校職員における障がい児への対処能力の強化、対象学区住民を対象にした「障がい児の教育を受ける権利」に関する啓発活動などを行う。
受益者	直接受益者：対象校4校障がい児約60人 およびその保護者120人、対象校の校内IE委員会メンバー48人、教育省職員2人、パルワーン州教育局職員1人、バグラム郡教育局職員5人、ジャブルサラジ郡教育局職員5人 間接受益者：4対象校の全生徒9,719人、4対象校の教員250人、4対象校の学区の住民一部（啓発イベント参加者数）2,400人（25人以上×16村×3年間×2回開催/年）

2 包括的地雷対策

実施地	アフガニスタン・イスラム共和国 カブール州、パルワーン州、カピーサ州、バグラン州
目的	対象地域において、地域の社会資源を活用した爆発物リスク回避教育 (Explosive Ordnance Risk Education: EORE) システムを確立することにより、子どもおよび成人女性が持続的に地雷・不発弾・即席爆発装置 (IED) のリスクを軽減するための適切な行動と習慣を身につけられる環境を整える
概要	また、地雷汚染地域であるバグラン州の地雷・不発弾を除去し、事故の減少と安全な生活圏の確保に貢献する 学校やクリニックなど、地域の社会サービス施設を基盤とした爆発物リスク回避教育 (EORE) システムを持続可能な形態で確立することにより、対象地域の地雷・不発弾・IED によって引き起こされる子どもへの悪影響を最小限とすると同時に、それらの爆発物リスクに対する子どものリスク対応能力・危機管理能力の向上を目指す。 爆発物リスク回避教育講習の内容には、地雷・不発弾・IED による危険を回避するための知識のみならず、それらによる被害者および障がい者の権利に対する啓発内容も含めることによって、よりインクルーシブな社会の構築の促進も目指していく。 また、イギリスの地雷除去 NGO (HALO Trust) と協力し、バグラン州の中でも地雷汚染された区域において地雷・不発弾除去活動を実施し、約25,000m ² の土地を安全な生活圏とする。
受益者	直接受益者：当会女性職員フィールド・チームによる講習参加者7,200人、当会が育成した地域指導員による1) 対象コミュニティでの講習参加者9,720人、2) 学校における講習参加生徒 14,400人 間接受益者：当会が育成した地域指導員による、クリニックにおける講習参加者約7,200人、各村落の住民全体、対象校の全校生徒 バグラン州 15世帯約100人

3 アフガニスタン市民社会の能力強化

実施地	アフガニスタン・イスラム共和国国内
目的	アフガニスタンの市民社会組織が自立かつ持続的に助成金を獲得し、戦略的に活動の計画立案ができるようになるための基盤を整える
概要	アフガニスタン市民社会の能力強化を目的に7年間にわたって実施してきた研修の成果や教訓をまとめたガイドラインがアフガニスタン市民社会組織や活動に関係する主要なステークホルダー(行政、地域コミュニティ、国際機関、各国政府など)に認知されるようにセミナーなどを開催する。本事業は、AARに加え、特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン (PWJ)、特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター (JVC) の3団体による共同事業として実施する。
受益者	直接受益者：所属団体職員数 (20名) 間接受益者：約250,000人 (これまでの研修参加者)

タジキスタン共和国

2020年度予算：60,900,000円

2019年度決算：51,197,627円

1 障がい児のためのインクルーシブ教育 (IE) 推進

実施地 タジキスタン共和国ヒッサール市

目的 障がい児を含むすべての児童にとって学びやすい環境の整備を通して、障がい児の教育機会を増やす

概要 本年度は3ヵ年事業の第3期にあたる事業であり、2018年度までに拠点校として整備した4校に加え、市内の遠隔地域の3校を新たに拠点校として定め、バリアフリー化工事および学習支援室の整備を行う。地域における質の高いIE人材の育成および障がい児の就学に向けた学習環境の整備拡大のため、IE研修、手話研修をはじめ、教員自らがIEを広げていけるように研修を実施する。また地域および学校におけるIE啓発活動として地域や学校でのIE啓発活動を実施するとともにテレビ放映なども行う。さらに学校を拠点とした保護者会を継続し、保護者間の交流促進を図ると同時に教員や地域住民のIE理解を深め、対象地域における障がい児の教育機会を広げる。これらの活動は、前年度までに強化してきた、学校長や教員、障がい児支援を行う現地協力団体、市教育委員会の関係者のネットワークを生かしながら、彼らの主体性を引き出すかたちで実施する。

受益者 直接受益者：4,453人（内訳：拠点校7校の普通学級で学ぶ障がい児46人、拠点校7校の学習支援室で学ぶ障がい児60人、学習支援室と普通学級の両方に在籍する生徒31人、現地提携団体による家庭での教育を受ける障がい児22人、障がい児の保護者および家族250人、研修受講教員168人、研修受講医療従事者50人、市内10校での保護者会参加者476人、当会職員の家庭訪問を受ける対象地域の障がい児50人、啓発活動参加者3,300人）間接受益者：23,471人（内訳：拠点校7校の非障がい児生徒約12,959人、拠点校7校の教員212人（研修を受ける教員以外）、地域での啓発イベント参加者300人、テレビ視聴者10,000人）

2 障がい者への職業訓練事業 **新**

実施地 タジキスタン共和国ヒッサール市

目的 障がい者の社会参画が促進され、障がい者が社会的・経済的に自立する

概要 差別や偏見に加え、関連制度が未整備であることから就業が難しく貧困に陥りやすい障がい者とその家族を対象に洋裁の職業訓練を通じた就労支援を行う。地域住民を対象に障がい者への理解促進のための啓発も実施する。

受益者 直接受益者：ヒッサール市内の障がい者15人
間接受益者：障がい当事者の家族75人

3 インクルーシブ教育 (IE) 推進のための教職課程の構築 **新**

実施地 タジキスタン共和国ドゥシャンベ市

目的 タジキスタン共和国の高等教育機関の拠点校において、インクルーシブ教育（以下、IE）を学び実践するための環境を整備する

概要 本年度は3ヵ年事業の第1年次にあたる事業であり、IEの視点を入れた教職課程を構築することにより、タジキスタン共和国におけるIEの拡大を促すとともに、障がい者を含むすべての学生の高等教育機関への進学のための増加を目的とする。IEに精通した大学教員を養成し、学生へ授業を行うことで、IEに詳しい新任教員が全国に送り出される環境を整える。また、教職課程を担当する大学教員が授業で活用できる指導事例集を作成し、教育現場での実践を後押しする。さらに、バリアフリー設備を整え、大学進学やIEについての啓発を通して、障がいのある学生の進学や教職への就職を支援する。

受益者 直接受益者：138人（研修参加教員8名、教員養成大学に通う障がいのある学生10名、教員養成大学拠点2学部の学生120名）
間接受益者：21,840人（拠点2学部を除く教員養成大学全学生20,400人、研修参加者以外の教員940人、啓発イベント参加者約500人）

日本

1 東日本大震災被災者支援

2020年度予算：65,600,000円
2019年度決算：49,228,159円

実施地 岩手県、宮城県、福島県の被災地域
目的 被災地域における避難者および、障がい者、高齢者、子どもを主な対象とし、心身の健康維持に努めるとともに、復興に向けた被災コミュニティのレジリエンス（回復力、復元力）の強化と、障がいの有無に関わらず、すべての人に優しく、災害に強靱な社会づくりに寄与する
概要 東日本大震災からの復興に向け、障がい福祉作業所のものづくりの強化と、商品の販路拡大支援を継続する。また、仮設住宅および移転先の災害復興住宅の入居者を対象に、理学療法士と作業療法士によるマッサージや産業カウンセラーによる傾聴活動やお茶会や手芸などのイベントを開催し、心身健康維持とともに入居者同士の交流を促進する。さらには、福島県の親子を対象とする宿泊保養プログラム「西会津ワクワク子ども塾」、保育園・幼稚園へのミネラルウォーターの提供支援も継続し、被災者の心身の健康を維持するとともに参加者同士の交流を促進する。県内外に住む広域避難者向けにサロンなどのイベント活動を行い、参加者同士だけでなく、ホストコミュニティへの理解促進に努め、福島県内で活動する団体の活動支援を実施する。
受益者 障がい者支援：約3,000人、交流支援活動：約2,500人、飲料水支援：約350人、西会津ワクワク子ども塾：約200人、福島県の団体職員：約50人
合計：約6,100人

2 九州北部大雨被災者支援

2020年度予算：1,600,000円
2019年度決算：1,072,162円

実施地 佐賀県全域
目的 特に被害の大きかった武雄市や大町町などにおいて、被災後の生活再建過程において生じている困難を軽減する。また、昨年度の大雨被害者支援経験を活かし、佐賀県にある市民団体の防災・減災能力の向上を図る。
概要 佐賀県武雄市にある宅幼老所にて開催している被災した地域住民を含む交流会の運営補助などを行うとともに、佐賀県大町町で活動を展開している市民団体を通じてニーズ調査を行い、その結果に基づいて物的および資金的支援を進めることにより、両地域の生活再建に貢献する。
佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）の一員として、大雨など自然災害に対する防災・減災の体制整備を行う。
受益者 420人

3 台風15号・19号被災者支援

2020年度予算：45,000,000円
2019年度決算：35,747,292円

実施地 千葉県、福島県
目的 台風15号および19号で被災した障がい福祉施設の復旧支援を通じて、障がい者の生活環境を整備する
概要 台風15号および19号で被災した障がい福祉施設に対して、施設の修繕と復旧に必要な送迎車両や什器備品の提供を通じて、支援対象施設が福祉サービスを提供する機能を回復し、被災地域で暮らす障がい者とその家族の生活環境を改善する。また、支援の届きにくい在宅被災障がい者に対して、現地協力団体と連携して障がい者世帯の復興を後押しする。さらには、障がい当事者団体と協働で障がいの有無に関わらず、すべての人が取り残されない防災・減災の推進や災害支援の質の向上を目的とした書籍の作成を行う。
受益者 被災地域の障がい者とその家族、施設スタッフ：約600人

1 提言・啓発

1-1 調査・研究

概要 2020年度も引き続き、AARが支援のプロジェクトとして専門性を高めながら、支援から取り残される人を出さないよう活動するにあたり、AARの支援活動に関わる、または活動に影響のあることについて必要な調査や研究を行い、各業務担当者をサポートする。また、事業の質を向上させるべく、事業案件形成時のコンサルティングや、これまでに終了した事業の評価やを実施する。

1-2 難民支援

概要 2018年12月、難民問題に世界各国が連携して取り組んでいこうとする意思と行動計画が示された「難民に関する国際的な（グローバル）合意（コンパクト）（略称GCR）」文書が国連で採択され、2019年中には、各国の取り組みの進捗を報告する第一回目の「グローバル難民フォーラム」がジュネーブで開催された。2020年度はこのグローバル難民フォーラム関連の会合に参加し、世界5カ国で難民支援に取り組むNGOとして、GCR実践へのコミットメントを示すとともに、各国での難民支援の学びや課題を把握し、よりよい支援活動の実施に活かしていく。

1-3 障がい者支援

概要 2020年度は、ウガンダとノルウェーで障がい分野の国際会議が予定されているため、AARから職員を派遣し、活動の課題や展望について発表を行う。日本障害者協議会(JD)の理事会、企画・政策委員会、障害分野NGO連絡会(JANNET)の役員会等への参加を通じて、ネットワークのさらなる拡大を試みる。また、定期的な障がい分野事業担当者会合や内部勉強会の開催や、障がい分野のセミナーへの参加を通じて、事業の質や職員の知識・経験を高める。緊急・復興・開発・防災・減災など、どの支援分野においても障がいインクルーシブとなるよう、な内外での働きかけをさらに強化する。

1-4 地雷廃絶キャンペーン

概要 2021年2月には地雷対策責任者および国連のアドバイザーによる会合(Meeting of Mine Action National Directors and United Nations Advisers)が、予定されているため、職員を派遣し、組織としての能力向上に努める。また、国際的な地雷対策研修にスタッフを派遣し、事業の質向上のための人材育成を行う。さらに、地雷対策担当職員への情報共有を通して、事業の質や職員の知識・経験を高める。加えて、AARが有している媒体や外部メディアを活用して、地雷対策の必要性を、引き続き広く訴えていく。

1-5 キラーロボット反対キャンペーン

概要 「キラーロボット反対キャンペーン(Campaign to Stop Killer Robots)」のアジア・太平洋地域の運営委員として、日本国内においてキラーロボットに対する関心が広がり、予防的禁止に向かうよう、市民社会ネットワークを活かして啓発・提言活動を行っていく。具体的には、特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)政府専門家会合(GGE)へのオブザーバー参加、国連総会第一委員会(10月)、CCW締約会議への参加(11月)、国会議員の協力を得ながらの国会内の勉強会、ウェブサイトをはじめとした情報発信を行う。また、2020年12月には、日本政府が主催する自律型致死兵器システム(LAWS)に関する地域会合にて、イベントなどを実施する。

1-6 感染症対策

概要 活動地の住民が必要最低限の衛生環境のもとで生活できるように、感染症対策分野において質の高い事業を実施する。事業に関わる職員が研修参加などを通じて、感染症対策事業の立案・実施・管理・評価に必要な知識を身に着ける。また、感染症対策分野の学びを職員間で共有できる仕組みを整える。

1-7 国際理解教育

概要 東京事務局および佐賀事務所において、「国際理解教育サポートプログラム」を引き続き中心に積極的に学校側の依頼に対応する。今年度はオリンピック・パラリンピックの開催年であることも踏まえ、より幅広い層にAARの活動に関心を持ってもらえるような内容となるよう意識する。
AARの国際理解教育のノウハウを生かした新たな収益事業の枠組みの検討を進める。事務所でのボランティアの受け入れや、グローバルフェスタなどの外部イベント参加も積極的に行い、AARの支援者の裾野を拡大する。

2 在日難民支援など

概要 姉妹団体「社会福祉法人さぼうと21」との協力を継続する。難民、在日外国人などとの交流を促進し、職員の在日難民問題についての認識も深める。また、会長の柳瀬房子が法務省難民審査参与員として、難民不認定処分を受け不服申し立てした難民の審査について意見を述べるとともに、異議申立人の意見陳述に立会って審理にあたり、法務大臣に意見を提出する。

3 広報

概要 情報発信の中心となるホームページのリニューアルを行い、新規支援者・寄付者の増加を目指す。また、Facebook、twitter、InstagramといったSNSの活用にも力を入れ、効果的な発信を行う。寄付増額を目指し、支援事業部等他部署と連携をしながら、用途の明確なキャンペーンを展開していく。さらにメディアを通じた発信、遺贈の広報を強化する。

4 渉外

概要 今年度も引き続き既存支援企業・団体との関係構築・深化に努めるとともに、新規企業・団体の開拓に取り組む。法人サポーター制度などを通じて、企業・団体から継続的にご支援いただけるよう努める。小規模助成金への申請、企業の本業を活かした協働に力を入れるとともに、寄付付き商品の新たな開発も目指す。これらの渉外活動は、AARの各部署と連携しつつ、現地のニーズを的確に把握しながら行う。加えて、遺贈寄付の取り組みを大幅に強化し、有力メディアへの広告掲載、新

たな支援者獲得に向けた遺贈パンフレット改定、説明会に開催などを積極的に推進する。同時に企業・団体をとりにくく業界および社会全体の動向を常に注視する。

5 収益事業

概要 引き続き有料イベントの開催、チャリティ商品の販売を促進し、収益増を図るほか、新規チャリティ商品を企画する。イベント参加者やグッズ購入者へのフォローを綿密に行い、継続してご支援くださるよう努める。2020年9月22日に白寿ホール（東京都渋谷区）、2021年3月7日に銀座・王子ホール（東京都中央区）にて、チャリティコンサート「ベートーヴェンの弦楽四重奏」を開催する。

6 支援者対応

概要 支援をご継続いただけるよう、丁寧で遅滞のない寄付対応や時宜を得た活動報告に引き続き努める。継続的に支援くださる方には、より活動を理解いただき応援をいただけるような報告、対応に努める。同時に、新たに支援くださった方や関心を寄せていただいた方には、支援を継続したいと思っただけのような対応に力を入れる。

7 募金活動

概要 例年取り組んでいる夏・冬の募金キャンペーン、緊急支援を実施する際の募金の呼びかけを、常により効果的なものとなるよう検討しながら実施する。また、会内の他部署との連携を密にし、用途を特定した募金キャンペーンを積極的に検討する。引き続き、寄付により可能となる活動を具体的に明示し、寄付の効果を実感していただけるよう努める。

8 NGO相談員

概要 外務省からの委託を受け、広く一般からのNGOや国際協力などに関する相談、質問に対応する。

事業実施体制

概要 海外事業における安全対策、活動の質の向上、事務所運営能力のさらなる強化を図るために適正な人員配置を行うとともに、休暇や一時帰国など諸制度の充実を図る。国内職員・駐在員共通の新しい施策として、職員の目標管理と育成、情報共有などを通じた組織の生産性向上を狙いとし、面談制度を導入する。また、諸規程の改廃などを通じた労働環境の更なる改善に積極的に取り組み、職員の定着を図ることで、事業が安定的に実施できるように取り組む。

秋口には、職員の安全の確保や、より質の高い支援を実現するために、海外駐在員・国内職員合同会議を実施する。

緊急支援の際にできる限り速やかに対応するための体制を構築する。広報、渉外、募金活動、収益事業、支援者対応に必要な人材を充てて展開するとともに、調査・研究・提言、地雷・不発弾対策、障がい者支援、キラードット反対キャンペーン、国際理解教育などの各事業を継続的に推進していく。

首都圏での大型の震災発生に備え、佐賀事務所を拠点とするBCP（事業継続計画）体制を整備しているが、九州地域の国際理解教育活動を定常的に実施しており、これを継続していく。

ボランティアの活動機会を積極的に提供するとともに、当会活動の担い手として広く受け入れる。また、「社会福祉法人さぼうと21」を始めとする各分野の団体と協力しながら、国内および海外での活動を進めていく。

支援者・活動地のパートナー団体・ボランティア・職員など組織の関係者や社会・環境への組織としての責任を果たすため、社会的責任に関する国際規格「ISO26000」を活用するなどして、説明責任や透明性、労働慣行や人権・環境面に配慮した活動に向けて課題の洗い出しとその対応を進める。

第4号議案 2020年度予算

収支予算書 自2020年4月1日 至2021年3月31日

収入の部

科 目		金額 (円)	構成比 (%)	2019年度決算 金額 (円)	対比 (増減) 金額 (円)
一般勘定					
会費・寄付金	会費	4,500,000	0.3%	3,682,000	
	寄付金	349,900,000	20.7%	305,322,638	
	計	354,400,000	21.0%	309,004,638	45,395,362
補助金等 (受託収入を含む)	国内資金				
	民間資金	23,800,000	1.4%	48,418,568	
	公的資金	826,000,000	48.9%	1,005,991,309	
	海外資金	462,800,000	27.4%	320,109,395	
	計	1,312,600,000	77.7%	1,374,519,272	-61,919,272
その他収入		2,000,000	0.1%	18,515,265	
	計	2,000,000	0.1%	18,515,265	-16,515,265
一般勘定収入合計		1,669,000,000	98.8%	1,702,039,175	-33,039,175
収益勘定					
収益勘定収入合計		20,100,000	1.2%	12,740,638	7,359,362
当期収入合計		1,689,100,000	100.0%	1,714,779,813	-25,679,813
前期繰越収支差額		341,009,906		354,870,684	-13,860,778
収入合計		2,030,109,906		2,069,650,497	-39,540,591

支出の部

科 目		金額 (円)	構成比 (%)	2019年度決算 金額 (円)	対比 (増減) 金額 (円)
一般勘定					
支援事業	緊急	新型コロナウイルス感染症対策支援	30,000,000	1.7%	
	海外	プロジェクト費 (明細別紙)	1,347,500,000	78.5%	
	国内	東日本大震災被災者支援	65,600,000	3.8%	
		九州北部大雨被災者支援	1,600,000	0.1%	
		台風15号19号被災者支援	45,000,000	2.6%	
	計	1,489,700,000	86.7%	1,517,258,404	-29,158,404
提言・啓発	難民グローバルコンパクトの実践		2,000,000	0.1%	
	障がい者支援		4,000,000	0.2%	
	地雷廃絶キャンペーン		4,200,000	0.2%	
	キラーロボット反対キャンペーン		7,000,000	0.4%	
	感染症対策		1,500,000	0.1%	
	国際理解教育		12,300,000	0.8%	
	計	31,000,000	1.8%	31,940,118	-340,118
広報・ファン ドレイジング	広報・支援者対応		87,000,000	5.1%	
	渉外		13,700,000	0.8%	
	計	100,700,000	5.9%	84,778,887	15,921,113
管理費	人件費		37,900,000	2.2%	
	その他管理費		40,100,000	2.3%	
	計	78,000,000	4.5%	73,247,819	4,752,181
その他支出			100,000		
	計	100,000	0.0%	9,428,969	-9,328,969
一般勘定支出合計		1,699,500,000	99.0%	1,716,654,197	-18,154,197
収益勘定					
収益勘定支出合計		17,800,000	1.0%	11,981,394	5,818,606
当期支出合計		1,717,300,000	100.0%	1,728,635,591	-12,335,591
当期収支差額		-28,200,000		-13,855,778	-13,344,222
次期繰越収支差額		313,809,906		341,014,906	-27,205,000
支出合計		2,030,109,906		2,069,650,497	-39,540,591

海外プロジェクト予算明細

内 訳	金額 (円)	2019年度決算 金額 (円)	対比 (増減) 金額 (円)
トルコ			
①シリア難民に対する複合的支援	483,500,000		
計	483,500,000	398,095,512	85,404,488
シリア			
①食糧配付	40,800,000		
②地雷等リスク回避教育	41,300,000		
③地雷等の被害者支援	8,700,000		
計	90,800,000	216,403,414	-125,603,414
スーダン			
①感染症 (マイセトーマ) 対策	7,100,000		
計	7,100,000	31,043,466	-23,943,466
ケニア			
①カロバイエ地域・カクマ難民キャンプにおける中等教育支援	56,000,000		
②カロバイエ地域・カクマ地域における青少年育成・保護	22,300,000		
計	78,300,000	67,910,757	10,389,243
ウガンダ			
①難民居住地等における教育支援	24,800,000		
②地雷被害者生計支援	600,000		
③ウガンダ西部におけるコンゴ難民への教育支援	108,000,000		
計	133,400,000	156,406,796	-23,006,796
ザンビア			
①元難民現地統合化支援	65,100,000		
計	65,100,000	36,540,834	28,559,166
ラオス			
①女性を主とする障がい者の小規模起業支援	41,500,000		
計	41,500,000	51,656,153	-10,156,153
カンボジア			
①障がい児のためのインクルーシブ教育普及	31,200,000		
②現地団体の能力強化を通じた障がい者の社会参加支援	3,200,000		
計	34,400,000	35,094,968	-694,968
ミャンマー			
①障がい者のための職業訓練校運営・就労支援	23,300,000		
②子どもの未来 (あした) プログラム (里親制度)	2,200,000		
③障がい児へのデイケアを通じた教育強化	31,200,000		
④地域に根ざしたリハビリテーション推進	19,200,000		
⑤障がいインクルーシブな基礎教育支援	17,400,000		
⑥障がい者への経済的自立支援	8,800,000		
計	102,100,000	76,171,770	25,928,230
バングラデシュ			
①ミャンマー避難民緊急支援	95,200,000		
計	95,200,000	148,306,140	-53,106,140
インド			
①女性支援	1,900,000		
計	1,900,000	192,944	1,707,056
パキスタン			
①障がい児の学習支援環境構築	44,800,000		
②公立女子小学校の学習・衛生環境改善	8,000,000		
計	52,800,000	50,322,549	2,477,451
アフガニスタン			
①インクルーシブ教育推進	67,100,000		
②包括的地雷対策	23,300,000		
③アフガニスタン市民社会の能力強化	100,000		
計	90,500,000	74,232,996	16,267,004
タジキスタン			
①障がい児のためのインクルーシブ教育推進	7,800,000		
②障がい者への職業訓練	1,000,000		
③インクルーシブ教育推進のための教職課程構築	52,100,000		
計	60,900,000	51,197,627	9,702,373
緊急支援			
①緊急支援	10,000,000		
計	10,000,000	0	10,000,000
海外プロジェクト費合計	1,347,500,000	1,393,575,926	-46,075,926

*支援事業、提言・啓発、広報・ファンドレイジングの予算には、それぞれに従事する人員の人件費を含む

収益勘定収支予算書

自2020年4月1日 至2021年3月31日

収入の部

科 目	金額 (円)	構成比 (%)	2019年度決算 金額 (円)	対比 (増減) 金額 (円)
チャリティグッズ・イベント等売上				
コンサート・イベント	3,600,000	17.9%		
チャリティグッズ・チョコレート	13,000,000	64.7%		
受託収入 (注1)	3,500,000	17.4%		
計	20,100,000	100.0%	11,421,340	8,678,660
その他				
その他収入	0			
計	0	0.0%	1,319,298	-1,319,298
収入合計	(E) 20,100,000	100.0%	12,740,638	7,359,362

支出の部

科 目	金額 (円)	構成比 (%)	2019年度決算 金額 (円)	対比 (増減) 金額 (円)
チャリティグッズ・イベント等仕入				
コンサート・イベント	3,300,000	18.5%		
チャリティグッズ・チョコレート	6,400,000	36.0%		
受託支出	2,000,000	11.2%		
計	11,700,000	65.7%	5,493,324	6,206,676
販売管理費				
人件費	4,600,000			
販売費及び一般管理費	1,500,000			
計	6,100,000	34.3%	5,198,470	901,530
その他				
その他支出	0			
計	0	0.0%	1,289,600	-1,289,600
支出合計	(F) 17,800,000	100.0%	11,981,394	7,108,206

当期経常収支差額	(E-F) 2,300,000
----------	-----------------

注1: 外務省NGO相談員費等

第5号議案 定款の変更について

目的：理事会、常任理事会にzoomなどのオンライン会議システムを利用して出席できるようにするとともに、関連する条文も必要に応じて変更する。また、それぞれの会議招集をEメール（電磁的方法）にておこなえるようにする。

変更内容：以下のとおり各条文を変更する。

新	旧
（総会の招集） 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。	（総会の招集） 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
（総会の表決権等） 第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3～4 略。	（総会の表決権等） 第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3～4 略
（理事会の招集） 第33条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から15日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。	（理事会の招集） 第33条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から15日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。
（理事会の表決権等） 第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 理事は、オンライン会議システムを利用して理事会に出席することができる。 3 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。 4 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。	（理事会の表決権等） 第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

新	旧
(理事会の議事録) 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(オンライン会議システム出席者、書面表決者もしくは表決委任者がある場合にあっては、それぞれの数を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。	(理事会の議事録) 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
(常任理事会の招集) 第41条 常任理事会は理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2号及び第3号の場合にはその日から10日以内に常任理事会を招集しなければならない。 3 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも2日前までに通知しなければならない。	(常任理事会の招集) 第41条 常任理事会は理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2号及び第3号の場合にはその日から10日以内に常任理事会を招集しなければならない。 3 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも2日前までに通知しなければならない。
(常任理事会の表決権等) 第44条 各常任理事会の構成者の表決権は、平等なるものとする。 2 常任理事会の構成者は、オンライン会議システムを利用して常任理事会に出席することができる。 3 やむを得ない理由のために常任理事会に出席できない常任理事会の構成者は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の常任理事を代理人として表決を委任することができる。 4 前項の規定により表決した常任理事会の構成者は、前条及び次条第1項の適用については、常任理事会に出席したものとみなす。 5 常任理事会の議決について、特別の利害関係を有する常任理事は、その議事の議決に加わることができない。	(常任理事会の表決権等) 第44条 各常任理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のために常任理事会に出席できない常任理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の常任理事を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した常任理事は、前条及び次条第1項の適用については、常任理事会に出席したものとみなす。 4 常任理事会の議決について、特別の利害関係を有する常任理事は、その議事の議決に加わることができない。
(常任理事会の議事録) 第45条 常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 常任理事総数、出席者数及び出席者氏名(オンライン会議システム出席者、書面表決者もしくは表決委任者がある場合にあっては、それぞれの数を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。	(常任理事会の議事録) 第45条 常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 常任理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

AAR Japan「難民を助ける会」の社会的責任についての考え方

社会的責任といえば企業のCSR活動だけが注目されがちですが、持続可能な社会を実現するためには、企業だけではなくあらゆる組織に責任があり、NGOも例外ではありません。AARは、支援活動を通じて社会課題の解決を目指すだけでなく、さまざまな利害関係者（ステークホルダー）との関わりの中で、組織としての社会的責任を果たしていきます。社会的責任に関する国際規格「ISO26000」を踏まえて、その中核主題として取り上げられている、7つの観点から、取り組みを進めます。

2019年度の取り組み

2019年度は、SR（社会的責任）を果たすための会内での取り組み体制を見直し、また、当会とSRの関係を改めて整理し会内で説明をすることで、各職員におけるSRに対する理解と意識の向上に努めました。また、組織分析にて見えた課題など、新たな課題にも積極的に取り組みました。具体的な取り組み状況は下表のとおりです。

ISO26000の中核主題	取り組み状況
組織統治 (Organizational governance)	2017年に導入した、全職員を対象とした組織評価アンケートを継続実施し、組織として取り組むべき課題の明確化と共有を行いました。その一環として、駐在事務所での情報共有を目的としたプラットフォーム整備に着手しています。アンケート結果の分析においては、外部委託をすることで、より公平性と透明性が確保されるよう努めました。
人権 (Human rights)	人権尊重の理念を内外に宣言するため、「AAR Japanの人権方針」を策定し、ホームページで公表しています。
労働慣行 (Labour practices)	組織の貴重な財産である人材の育成と活用を重点課題とし、昨年度に続き、駐在員・管理職を対象としたリーダーシップ研修（外部）、管理職を対象としたマネジメント研修（外部）を行いました。また、全職員を対象とする面談制度の導入検討を行いました。働き方の多様性に向けては、時短職員が役職につけるようになり、また、本格的なテレワークの導入に向けた検討を進めています。
環境 (The environment)	事務局の消費電力の抑制やグリーン購入法適合商品の推奨を継続しています。また、クラウドシステムを活用したペーパーレス化を進めることで、業務の効率化、働き方の多様性にもつながっています。
公正な事業慣行 (Fair operating practices)	倫理的な調達活動を行うため、取引先選定の際、人権侵害行為の有無等を意識するよう心がけています。
消費者課題* (Consumer issues)	支援者などの満足度向上のため、積極的にご意見を聞く機会を設けています。
コミュニティ 参画・発展 (Community involvement and development)	東京事務局の所在地である品川区、および東京都内の市民団体と協働しながら、地域の防災への取り組みなどを進めています。2016年12月に品川区との間で「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結いたしました。

※「消費者課題」とはISO26000が定めた主題の名称で、「消費者」は一般に資産、製品、サービスなどの購入者・使用者のことを指しますが、AARでは利害関係者（ステークホルダー）全般と捉え、ご支援くださる寄付者をはじめ、関係する国際機関や地域行政、地域住民、現地職員や受益者なども含め広く解釈しています。

2020年度役員・顧問

■ 会長

柳瀬 房子 （法務省難民審査参与員／
『地雷ではなく花をください』著者）

■ 副会長

加藤 タキ （株式会社タキ・オフィス代表取締役／
コーディネーター）

■ 理事長

長 有紀枝 （立教大学教授）

■ 副理事長

伊勢崎 賢治（東京外国語大学教授）

■ 専務理事

堀江 良彰 （AAR事務局長／
ジャパン・プラットフォーム理事）

■ 常任理事

伊藤 由紀子（学習院女子大学教授）
忍足 謙朗（元 国際連合世界食糧計画アジア地域局局长）
高橋 敬子（社会福祉法人さぼうと21事務局長）

■ 理事

岡山 典靖 （元 AAR アジア統括）
加藤 勉 （株式会社イングラム代表取締役）
河野 真 （国際医療福祉大学教授）
郷農 彬子 （株式会社バイリンガルグループ取締役社長）
白川 浩司 （元株式会社文藝春秋役員）
杉田 洋一 （AAR職員）
谷川 真理 （マラソンランナー／流通経済大学客員教授）
田畑 美智子 （世界盲人連合アジア太平洋地域協議会会長）
名取 郁子 （京都先端科学大学講師／元 AAR 支援事業部長）
沼田 美穂 （弁護士／沼田法律事務所所長）
萩原 ソパナ （元難民救援奨学生※／カンボジア出身）
三好 秀和 （弁理士／三好内外国特許事務所会長）
森 スワン （元難民救援奨学生※／ベトナム出身）
鷲田 マリ （西日本担当理事）

※AARが1982年に開始した在日難民学生に対する奨学金制度。以降、1992年の姉妹団体さぼうと21設立まで、のべ約920人を1人平均6年間支援しました。

■ 監事

菅沼 真理子（元 AAR ザンビア駐在代表）
山口 明彦 （公認会計士）

■ 特別顧問

明石 康 （元国際連合事務次長／公益財団法人国立京都国際会館理事長）
黒川 光博 （株式会社虎屋社長／元社団法人日本青年会議所会頭）
原 不二子 （一般社団法人尾崎行雄財団理事／株式会社ディプロマット代表取締役）
吹浦 忠正 （ユーラシア21研究所理事長／公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会アドバイザー）